

平成20年第4回太良町議会（定例会第3回）会議録（第2日）						
招集年月日	平成20年9月5日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成20年9月9日 9時31分			議長	坂口久信
	散会	平成20年9月9日 14時39分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 巖	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	9番	末次 利男	10番	山口 光章	11番	下平 力人
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長)		(書記)			
	松本 太		針長 俊英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	税務課長	桑原 達彦		
	副町長	永淵 孝幸	建設課長	川崎 義秋		
	教育長	陣内 碩泰	会計管理者	坂本 豊		
	総務課長	岡 靖則	農業委員会事務局長	藤木 修		
	企画商工課長	佐藤 慎一	学校教育課長	川瀬 勝芳		
	財政課長	大串 君義	社会教育課長	寺田 恵子		
	町民福祉課長	新宮 善一郎	太良病院事務長	每原 哲也		
	健康増進課長	江口 司	太良病院長	古賀 俊六		
環境水道課長	土井 秀文	代表監査委員	川次 信康			
農林水産課長	高田 由夫					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成20年9月9日（火）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

平成20年太良町議会9月定例会一般質問通告書

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	10番 山口光章	<p>1. 我が町の行財政改革における今後の在り方と取り組み方について</p> <p>ここ3年ぐらいの各市町村における行財政改革の在り方は、きわめてきびしい状況にある。</p> <p>我が町としても、色々な面で影響をおよぼしているのは確かである。長年執行してきた事業の廃止、それらの事業に対する予算の削減などなど。</p> <p>しかし、それらのやり方は、改革にはつきものと思うが、何かを廃止して新たな事業を作り出すやり方には、疑問を感じる。</p> <p>また、予算書に目を通すと、去年よりも大きな予算を上げている項目も目に付く。何かは減らして何かを上げていけば同じ事であって、余り改革の意味が感じられない。その取り組み方はどのようなものか。</p>	町 長
		<p>2. 社会教育における地域の取り組み方と地域づくりと活性化について</p> <p>社会教育の分野は、幅と奥の深い分野でもある。社会教育における地域事業がなす活性化、又、地域おこし、人づくり。社会教育課、学校教育課も大変であると思う。</p> <p>各地域でのイベント、各地域独特の祭り事など、町おこしの原点がそこにある。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	10番 山口光章	<p>町内におけるさまざまなイベントに、住民がなるべく全員の参加で町の活性化をはかり、その伝承が町づくりにつながると思う。又、その歴史、伝承を絶やしてはいけない。</p> <p>これから先の社会教育における担当課の取り組み方はどのようなものであるのか。又、どのような指導をもとに町の活性化を目指していかれるのかお尋ねする。</p> <p>3. 過疎化の対策について</p> <p>少子高齢化の時代のおとずれと共に、過疎という言葉を目にするようになった。時代が進むにつれ、この現象はつきまとうかもしれない。</p> <p>我が町は過疎とまではいかないが、その傾向は、近い将来おとずれの可能性は高いと思う。教育の分野でも、分校などの学校教育も、その中に入る。</p> <p>先見の目を見た我が町の過疎化の対策は、どのようなものかお尋ねする。</p>	町長
2	1番 所賀 廣	<p>1. 町立太良病院の今後について</p> <p>町立太良病院は、平成18年4月に新病院として開院以来、2年4ヶ月を経過した訳だが、その間、医業収益も伸びる事なく毎年度赤字決算が続いている状況にある。一般会計からの繰出金を見た時に、交付税からの措置だけでなく、町民の方々の税金も投入されていると言っても過言ではないと考えられる。</p>	町長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
2	1番所賀 廣	<p>町内唯一の公立有床病院として、その役割は極めて重要であり、太良町になくてはならない病院である観点から、町民の皆様の温かい協力を得ながら発展しなければならない。これから先、色々な面で改革、健全化へ向けてどの様に対処されてゆくつもりか、その考えを問う。</p>	町 長
		<p>2. 太良町消防団の組織と通報体制について 太良町消防団は定数500名となっているが、団員確保の状況を見てみると、各分団、又、各部がその定数を確保する為に、毎年度末になると、それぞれが厳しい状況に頭の痛い問題になっているものと思われる。定数を削減する考えはないか、又、災害、火災など有事の際に、いち早く現場へ到達する時間を短縮する為に、太良町独自で内部間通報装置を整備する考えはないか。</p>	町 長
3	2番山口 嚴	<p>1. 山積する農業問題について (1) J R 振興策の農業への取り組みについて ①果樹・野菜の振興 ②子牛の生産拠点づくり（堆肥施設の考えなど） (2) 肥料と施設園芸用燃料の価格高騰への国・県への対応と太良町の考え方について (3) 太良町が取り組んだみかんマルチ栽培の進捗状況について</p>	町 長
		<p>2. 火葬場建設計画検討委員会の取り組みについて (1) 地元との話し合いの内容について (2) 太良町の今後の考えについて</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
4	3番 平古場 公子	1. 多良保育園問題について 多良保育園問題が、新聞紙上で大きく報道された。町としては、この問題にどう対応しているのか。	町 長
5	9番 末次利男	1. 町有財産の管理運用状況について (1)遊休財産の有効活用 (2)固定資産未登記対策 (3)金融資産の管理運用 (4)消防施設等の実態 (5)その他法定外公共物の管理	町 長
		2. 学校再編について (1)現状を踏まえた展望と対策 (2)太良高校存続期成会の方向性	教 育 長

午前 9 時 31 分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第 1 一般質問

○議長（坂口久信君）

日程第 1. 一般質問に入ります。

今回の一般質問通告者は 5 名であります。質問の順序はお手元に配付しております表のとおりです。

1 番通告者山口光章君、質問を許可します。

○10番（山口光章君）

おはようございます。通告書に基づきまして一般質問をいたします。

今回の質問は 3 点であります。1 点目は我が町の行財政改革における今後のあり方と取り組み方について、2 点目は社会教育における地域の取り組み方と地域づくりとその活性化について、3 点目は過疎化の対策について、この 3 点でございます。

まず、1 点目の質問は、我が町の行財政改革における今後のあり方と取り組み方につい

てであります。

ここ3年ぐらいの各市町村における行財政改革のあり方は、極めて厳しい状況にあります。我が町としても、いろいろな面で影響を及ぼしているのは確かであります。長年執行してきた事業の廃止とか、あるいはそれらの事業に対しての予算の削減などなど、しかし、それらのやり方は改革にはつきものだと思いますが、何かを廃止して新たな事業をつくり出すやり方には、ちょっとだけ疑問を感じているところであります。また、予算書に目を通してみますと、去年より大きな予算を上げている項目も目につきます。山林購入問題もその一部かもしれません。何かを減らして何かをふやしていれば同じことであって、余り改革の意味が感じられない気もしますが、その取り組み方はどのようなものか。また、改革をしたことよっての財政のこれまでの動きはどのように結果としてあらわれてきたか、そこら辺をお尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

山口光章議員の1点目、我が町の実行財政改革における今後のあり方と取り組み方についてのお答えをいたします。

平成17年11月に策定された第4次太良町行財政改革大綱の基本方針にのって、平成17年度から平成21年度までの5カ年計画として行財政改革プランを策定し、このプランに基づき各年度の当初予算編成や予算の執行を行ってまいりましたが、おおむね計画どおりの行財政改革ができていないのではないかと考えております。これまでの取り組みにより、事業の廃止や縮小を行った結果、平成19年度の普通会計決算では、町の借金である起債残高はわずかでありましたが、減少に転じ、これからの財政需要にこたえられるよう積み立てを行った結果、町の預金である基金残高は増額をいたしております。

各年度の事業につきましては、地域財政改革に基づき、計画的に予算計上しておりますが、今年度につきましては、並行在来線沿線地域特別助成事業や辺地対策事業、道整備交付金事業などによる事業費が増加をいたしております。

計画の策定や予算編成に当たっては、厳しい財政状況の中、事業の必要性、緊急性、将来性、費用対効果、財源などについて十分考慮した上で優先順位を決定いたしております。財源の都合で町民の皆様からの御要望におこたえできなかった事業や事業の縮小や廃止もありますが、できる限り御要望におこたえできるよう、今後とも行財政改革による町政運営を基本に職員とともに全力で住民サービスに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

行財政プランの中で、3年間でそのような平成19年度は負債が減り、また預金もふえたというようなことは、これはもう執行部の方々と町民の努力のたまものだと思っております。

全国の市町村においても、それぞれの工夫で大変厳しい財政の中で行政が営まれているの

は確かでございます。我が町も、先ほど申し上げましたとおり、事業の廃止とか予算の削減とか、非常に難しい予算の振り分け方ではありますが、言うなれば無駄遣いはしないようにしようというようなことにつながっているようでございます。

ここで一つ質問をいたします。今現在、太良町における臨時の職員さんは何名おられますかね。そして、最高何年ぐらい職務に従事されておられますか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

臨時職員といいますと、日々雇用の方と、あと報酬で払っている方についても、こっの一覧表に入れておりますので、病院を除いて、普通こちらのほうで75名の方、事務から清掃から施設の管理、それとか学校関係のアドバイザー事業の職員とか、そういうのを全部含めて約75名いると思います。また、病院については今43名とっております。

それで、個々の年数については、こちらのほうで今把握しておりません。

○10番（山口光章君）

ここで質問をいたしますが、行財政改革に当たっては、決して予算の削減とか、あるいは事業の廃止だけではないと思うわけですね。人事の改革、職員の削減も最も重要な改革の要素につながるのではないかと、そのように思いますが、そのような改革を試みた例があれば教えていただきたいと思います。これも無駄遣いの一部だと私は思いますから。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

まず、職員につきましては、職員の適正化計画ということで定員管理をしておりますけれども、病院を除いた職員の数については、平成19年の4月1日現在は100名と予定しておりましたが、99名、20年の4月1日については予定では98名でしたけど、96名ということで、当初の目標以上に職員数については削減をしております。病院については若干数字的なものは違ってきますけれども、病院については医療体制が変わった関係上、職員がふえている状況にあります。

それと、日々雇用職員とかについても、方針としては今雇用されている方についても、年数を区切って、現業、清掃とかなんとかについては65歳以上の方については切ると。それと、あと事務関係についても最高2年だとか、そういうふうな今計画を立てて推進している状況でございます。

○10番（山口光章君）

先ほどの質問で、最高何年ぐらい臨時の職員さんがおられますかというようなことをお尋ねしたんですけれども、実際、臨時という言葉は、昔の臨時列車で、とにかく忙しいときに使う電車だと。だから、この臨時職員さんも忙しくなったら要らんわけです、ちょっと言えばですね。

それで、ちょっと例を挙げますと、大浦校区の図書館の職員さんは何年ぐらい職務についておられますか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

大浦の支所にはたしか司書補さんが1名いらっしゃると思いますけれども、年数についてはちょっと私のほうも把握しておりませんので。

○10番（山口光章君）

いや、それをちょっと言うてもらわんことにはですね。大体臨時職員さんというのはやっぱり1年、2年ではあれやけれども、切りかえをしながら、5年ぐらいがもう限度だと思います。そうしないと、新採の方が来て、臨時職員さんが何でも詳しくて、実際それは便利ではあるんですけれども、何かこなされるような感じで、非常に仕事がやりにくいんじゃないかと、伸びないんじゃないかと思うわけですね。だから、そこら辺をお聞きしたいんですけども、この大浦図書館の利用度、具体的に1日何名ぐらい利用されておられるのか、また年間を通して利用の人数ですね、過去3年間の模様をお知らせください。

○社会教育課長（寺田恵子君）

お答えいたします。

過去3年間と言われましたけれども、今ちょっと19年度の実績しか持っておりませんので、19年度の実績でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

全体的に利用数が人数でいえば3,457名です。それから、冊数でいえば6,211冊ということでございます。

あとは小・中学生、高校生までの利用が——済みません、これは登録者数です。登録者数が小学生が221名、中高生が33名、大人の方が74名ということで、大浦公民館のほうに登録をして利用されているということでございます。

以上です。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

平成17年と18年を申し上げます。大浦公民館の本の貸し出し冊数は、平成17年度6,196冊でございます。これは全体の17%ぐらいに当たります。平成18年度7,351冊でございます。それから、利用者数ですけど、館外貸し出し人員でございますけど、平成17年度3,424名、18年度4,077名となっております。

○10番（山口光章君）

こう言うてはなんですけれども、これは大浦地区、その図書館の近辺の方々から聞いた話ですけれども、大浦地区の方々には私がこんなことを言いましたら失礼ですけれども、大浦の図書館は必要ないんじゃないかというような声を聞いておりますけれども、そこら辺はど

う思われますか。

○町長（岩島正昭君）

山口議員からる臨時雇用の問題について質問がっておりますけれども、実は私も今回、年数ははっきりしませんけど、長い人では十何年というふうな年数の方もいらっしゃいます。職員と余り変わらぬぐらいということで、これは何とかせにやいかんということで、一応もう2年間、ことしと来年までで全部解雇というふうな形をとっております。また、町内全部に公募をかけるということで、何で解雇に踏み切ったかといいますと、やっぱり30から40代の奥さん方が今教育関係で非常に金が要ると、で仕事はないというふうな状況等々もお話を聞いたもんだから、できるだけそういうふうな人の救済をしたいと。40代の後半から50代ぐらいになりますと、ある程度教育も、大学等々はもう卒業してしもうて、家庭の経費等もそう要らんじゃないかということで、一応もう2年間で解雇をするというふうなことをしております。

あと、年齢につきましては、60歳未満ですよ。一般の現業の方につきましては、65歳という線を打ち出しております。何で65歳の線を出したかといいますと、65歳になれば年金をおもらいになるということで、そういうふうなことで事前に予告をいたしております。その年になってから解雇というわけにはいきませんから、ある程度2年間のうちに仕事を探してくださいというふうなことで、そういうふうな予告をいたしております。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

私は現在、行財政改革委員としてお世話になっておるわけでございますけれども、その都度、先ほど申し上げましたとおりに、予算の削減、あるいは事業の廃止とかいうようなことの前に、先ほど町長が言われましたように、そういった形をとっていただければと常々思っております。そういうふうなことで、そういうふうな時期が来ているんじゃないかと、そのように思います。

2点目に入ります。2点目は、社会教育における地域の取り組み方と地域づくりとその活性化についてであります。

その前に社会教育法における社会教育委員の存在と、その価値観、町においての重要性を周りにおられる議員さん方、あるいは執行部の方も十分に認識していただきたいと、そのように思います。重要なポストだと私は思っております。社会教育委員というものは、これから先の少子化に携わるに当たり、重要なポストだと思うわけですが、それでは質問に入ります。

社会教育の分野は、幅と奥の深い分野だと思います。社会教育における地域事業がなす活性化、また地域おこし、人づくりなど、そして社会教育課、学校教育課も大変だと思います。また、各地域でのイベント、各地域独特の祭り事など、町おこしの原点がそこにあると思

ます。町内におけるさまざまなイベントに住民がなるべく全員参加で町、地域の活性化を図り、その伝承が町づくりにつながると思います。また、その歴史、伝承を絶やしてはいけな
いとも思いますし、若い世代、子供たちの将来を考えると、今の世の中にはなくてはならない
社会教育の一部だとも思います。このようなことを踏まえて、これから先の社会教育にお
ける担当課の取り組み方はどのようなものであるか。また、どのような指導をもとに町の活
性化を目指していかれるのか、お尋ねをいたします。

○町長（岩島正昭君）

2点目の質問につきましては、教育長に答弁をさせていただきます。

○教育長（陣内碩泰君）

2点目、社会教育における地域の取り組み方と地域づくりとその活性化について、お答え
をいたします。

もちろん、議員言われますように、各地域で行われております祭り事やイベント等は、心
の豊かさや魅力ある地域づくりを果たす役割は大きいものがあると思っております。特に昔
から伝わる伝統、伝承芸能を持つ地区では、ほとんどの地区民が総出で参加をされ、今も大
事に引き継がれ、伝承芸能を通して地区民同士の交流や世代間の交流によって地域づくりを
図られているものと思っております。

これまでも町としては、これらの伝統文化を引き継いでいくために、民芸保存に要する経
費の補助を行ってきております。しかしながら、地域によっては高齢化や少子化などによる
後継者不足や祭り道具等を維持管理するための費用に大変苦慮されていると、そのようにも
伺っているところでございます。

議員お尋ねの社会教育における取り組み方、あるいは指導ということでありますけれども、
地域で行われます祭り事やイベント等は、地域の行事でありますので地域にお任せするしか
ありませんが、こういった地域行事を継続されることは、地域連帯感の希薄が言われる今の
時代だからこそ、非常に重要であると考えているところでございます。こういったことを踏
まえまして、町としては後継者育成のための情報提供や一般コミュニティー助成事業や県の
ふるさと地域文化伝承事業補助などを活用しながら、これまで実施してきた民芸保存に要す
る経費の補助を今後とも行い、できる限りの支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○10番（山口光章君）

この秋の夜長に笛、太鼓、鐘の音がかすかに流れてきております。太良獄神社の秋祭りの
練習の最中でございます。各地域ともに伝承的な芸能に取り組んでおります。幼児から子供、
青年、大人、老人までがこのいつときの時間に交わるのです。すべて地域おこしのため、こ
れもすばらしい社会教育の一場面だと私はそう思います。一つの触れ合いが町を、地域を元
気にする、極めて重大な要素でございます。

しかしながら、一つだけ寂しい面もございます。皆さんも御存じのとおり、蕪田地区のどろんこ祭り、これが250年も続いておると。神事というか、祭事はございまして、あれだけテレビ、新聞などで報道されながら、もうそういったお祭り事を取りやめていると、公民館のほうでも助成金として、わずかではございますけれども、20千円ずつですか、助成をしておったわけですね。そういうところもいろいろ、流鏝馬じゃないけど、御手水のあれも20千円ですかね、そういうふうなあれで一生懸命頑張って、私どもも楽しみにして、それこそ地域のいやし系なんです。いやし系な行事だと私は思っておりましたが、残念なことにそういった中途半端で終わってしまうというふうなことなんですけれども、そういった面では惜しいような、もったいないような気がするんですけども、担当課としてはどのようにお考えでしょうか。

○社会教育課長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

確かに蕪田の泥もちつきにつきましては、今大々的には報道機関のニュースになるとか、そういうふうなことはされておられませんけれども、地域のほうでは今までと同じではありませんけれども、小さいながらも自分たちで泥もちつきをして、もちを神様に上げるというような行事は小さいながらもされているということは伺っております。これも蕪田地区の方と、それはどういうふうに今後なさるのかはちょっとわかりませんが、小さいながらも昔からやっている伝統行事は絶やしてはいけないんじゃないかというようなことで、地域の方はされているということをお伺いしております。

こんなふうになりましたのも、大々的にできなくなったのも、やはり担い手の方が少なくなったからというようなことも伺っております。そういうことで、補助金はそういう補助をもらうような大々的にしていないということで、区の方から辞退がありましたので、補助金はやっておりませんが、小さいながらもやっておるということでお伺いはしております。

以上です。

○10番（山口光章君）

継続は力なりと言いますけれども、これも社会教育の一環だと思います。たとえいろんな事情が、各部落、地域ともにあろうけれども、地域づくりの根本だと思いますし、社会教育は地域の文化を守る役目、これもあると思います。それはそれでいいのですけれども、私が非常に感じているのは、伊福地区でございます。昭和33年ぐらいに太良と合併をしたわけですが、伊福独自の祭り事をやっておられますね。これは合併をしたからといって、何となくまだ離れておるような気がするんですよ、実際。伊福地区、大浦地区とかですね。そういう感じがするわけなんです。それで、伊福独自の祭り事を、ここもたくさん祭りがございます。ことしもその祭り年であり、祭りの練習も熱が入っておられました。もっと以前か

ら太良町の住民なら、その担当課でもあるんだったら、伊福の浮立なんかを多良に披露してもらったらいいですよ。そういうような交わりを持って、これ男面で、こっちの面とは違いますよ、浮立もかけうちも。それはもうすごい面をかぶってやるんですけども、迫力がございます。あれ見たことがない人もおると思いますけれども、そういうふうな面での交流もしとかにやいかんじゃなからうかと私は思いますけど、そこら辺はどう考えられますか。

○町長（岩島正昭君）

確かに伊福は伊福、それから大字多良、里地区と、おのおのの面浮立にしる、なさっておりますけれども、まず伊福につきましては、太良獄神社とは別の神社で、神社のお祭り、秋祭りという形でおのおのが計画されております。そういう形で今なさっておりますけれども、将来的というか、近いうちにそこら付近の神社の総代さんたちともお話をして、できればどこかの広場でそういうおのおのの地区の面浮立等々を御披露していただければというふうに思っております。これもこれから先の一大イベントになるんじゃないかというふうに考えております。

○10番（山口光章君）

そう町長が考えておられるんやったら結構でございます。私も楽しみにしております。

もう1点お尋ねします。

毎年の恒例であります町民体育大会、多良校区、大浦校区に分かれてそれぞれ催しをされております。年に一度の太良町にとっては最大の一大イベントだと私は思います。幼児から老人まで、各地域にとっては一大イベントでありますし、その日を楽しみにして、子供の走る姿、あるいは孫の走る姿を一目見ようとそれぞれ待っているわけでございます。そういう方々もおられます。年に一度その場所で再会する友人もおります。年に一度の楽しみの一つだと思いますし、しかしながら、今年度、この大会に参加しなかった部落がございます。これは蕪田部落ですね、実際ですね。こういうようなことが、私が先ほどずっと述べてきた地域の交流とか社会教育の一環で地域おこし、これがちょっと私、なるべく参加をしてほしいじゃなしに、極力参加をするべきだと思うわけなんです。こういうことがあってこそ初めて各地域の交わり、太良町が元気になっていくんではないかと思っておりますけれども、副町長、そこら辺をどう感じられますか。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

今、議員御案内のとおり、この大会は幼児から高齢者までの太良町の一大のスポーツの中でのイベントというふうなことで認識しております。この大会を通して、議員が先ほどから言われておりますように、触れ合いとか信頼、そして思いやり、そういった輪が地域から広がって、太良町の大きな活性化、活力となれば幸いかなというふうなことも考えております。また、子供たちの健やかな成長と、それから高齢者の方々が健康で安心して暮らせるような

地域づくりができればなというようなことで、この大会は大きく寄与しているというふうなことも確信しているところでございます。

ことは、先ほど議員が言われるように、1地区が参加できなかったというふうなことについては、これは一つの地区の行事の中で、それも一つの地域づくりに必要なことというようなことは認識しておりますけれども、4月29日は町挙げての一大のイベントだというようなことで認識していけば、この定着した大会が、その地域において冠婚葬祭等が特別に出た場合は、これはもうやむを得ないかと思えますけれども、やはりこういったことがない限りは事前にわかっている事業でございますので、参加してほしかったなという思いはいたしております。

今後は町がこういった開催いたします大会とかイベント等も関係者の方々の意見をよく聞きながら、町民の方が気軽に参加できるような事業に結びつけながら取り組んでいきたいというようなことで考えております。

以上です。

○10番（山口光章君）

一人一人の地域の方々の考え次第でございますけれども、出んでよかったら出んでいっちょこうとか、もうことは出んでいっちょこうだとかいうような地域がずっとふえてきたら、これはもう壊れてしまうんですね、実際そういうふうな仕組み、組織が。だから、せっかくの催しには極力参加をしていただきたいと私もそのように思います。

このようなあり方では、町の活性化も失われて、町民一人一人の町を盛り上げる意識が消えてしまいます。オーバーに言うたら、町も腐れていきます。そのようなことになっては、後の質問ですけれども、過疎化になりつつあるのではないかと、そのようにも感じます。どうか地域社会を、我が太良町を盛り上げる町民に対しての意識の改革を指導するべきではないだろうか、そのように思っております。たとえどのような事情がございまして、年に一度の体育大会には地域の参加は重要性があると思えますし、極力その指導をやっていただきたい。これはもう指導しかありません。もう出んばようなかばいと、ずっと各部落に案内状もやるんですから、それで楽しみにして来られるんですから、壊してはいけないと。この問題は十分に考えるべき問題ではなからうかと、そのように思っております。

3点目に入ります。過疎化の対策についてであります。

少子・高齢化の時代が訪れるとともに、過疎という言葉を目にするようになりました。時代が進むにつれて、この現象はつきまとうかもしれません。現に中尾分校とか、過疎化とは関連しなくとも、本校に加わって統合をなすということも聞いております。我が町は過疎とまではいきませんが、近い将来訪れる可能性は高いんじゃないだろうか、そのように感ずるところでございます。少子化において教育の分野でも、その中に入っていると思えます。先見の目を見た我が町の過疎化の対策はどのようなものか、お尋ねしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

3点目の過疎化対策についてお答えいたします。

人口の著しい減少により、地域社会の活力は低下し、生産機能や生活環境がほかの地域と比べて低い地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講じることにより、地域の自立促進を図り、福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正などに寄与することを目的に、平成12年度から平成21年度までの10年間の時限立法として過疎地域自立支援促進特別措置法が施行されました。過疎地域の指定要件として、人口要件と財政力指数の2つの要件を満たさなければならず、太良町は昭和35年から平成7年までの人口減少率が30%以上という要件を満たしていませんので、過疎地域の指定は受けておりません。しかしながら、本町の人口は昭和35年に1万5,574人いた人口が平成7年に1万1,681人、3,893人減少し、その後も平成12年には1万1,140人、平成17年には1万660人まで減少しており、今後も人口減少や高齢化は進行していくことが予想され、極めて深刻な状況にあります。人口の減少に伴い、若者の町外への流出、高齢化率の上昇、また基幹産業である農林水産業の停滞、商店や事業所の閉鎖といった産業経済の停滞傾向が見受けられます。さらには、地域医療の問題、地域交通の確保、有害鳥獣による農作物等への被害など、新たな行政課題への対応が必要になってまいります。

本町は、これまで高齢化対策や定住対策問題を最重要課題として位置づけを行い、総合的に取り組んできたところでございます。人口の減少は地域の自立と活力を阻害する最大の要因であることから、今後も雇用の確保や人口減少の著しい地域の振興など、定住を促進するための施策を展開していきたいと考えております。

以上です。

○10番（山口光章君）

太良町においては、過疎化の対象にはなっておりませんが、佐賀県内においては、県下20市町のうち7市町が過疎地域とみなされております。先ほど町長がおっしゃられたとおり、佐賀県でも過疎地域の自立促進計画が21年度まで打ち出されておるというようなことで、基本的には先ほど申されましたように、産業の振興とか生活環境の整備とか、いろんな項目がございましたけれども、実際それを過疎になる前にやっぱりぼちぼちぼちぼちやっていく必要があるんじゃないかと、そのように私は思っております。

3点質問いたしましたが、すべてに共通する点があるわけなんですよ、今回の質問はですね。要するに、最後は過疎の問題になりますけれども、実際財政が厳しく、社会教育がちゃんとしとかんと過疎化になると。これはもうセットみたいになっておるわけですよ。町に元気がなかったら、過疎化に通じるわけなんですよ。限界集落と今言っておりますけれども、国土交通省九州地方整備局のアンケートでは、地域の存続や再生への取り組み方についての質問では、財政的に厳しいというのが一番だったらしいです。そういう答えが出たのが、自

治体193ありました、そしてその地域活動を行う人材が不足していると、これもまた一つの要素なんです。だから、先ほど質問いたしました、財政が厳しい、行財政改革の一部ですね。そして、この地域活動を行う人材が不足だというのは、社会教育の場面なんです。それがおのずとセットされれば、しまいには過疎化の傾向になるのではないかと、そのように心配をしているわけでございます。

このように財政の問題、社会教育、それが知らず知らずに過疎に結びついていくのではないかなと思います。この問題は、先ほど言いましたように、セットになっておりまして、県内20市町の2,034集落のうち、10年以内に消滅する可能性があるのは2自治体の3集落であると、そのようなことも聞いております。我が町もそのようなことがないように十分心がけて、元気のある行政に携わっていく必要があると思いますが、太良町のこれから先の考え方をいま一度、その3点をまとめた、集約して答えをお聞きしたいんですけど。

○町長（岩島正昭君）

そういうふうな限界集落という言葉でございますけれども、これは行政がどうのこうのという前に、どうしてもその地区のリーダーの方と行政がタイアップせにゃんかんと。そして、何とかこの集落を守るというふうなことを二人三脚で今後はやっていかにゃいかんということと、もう1つは、今、1次産業にしろ、商工会はまあまあ青年部が活動をなさっておりますけれども、昔の青年団とか4Hクラブとか、ああいうふうな方の活動が非常にないと、若手ですね。だから、昔はもっと青年団の方が活動しておられたわけですけども、どうしてもそこら付近が、集会等々もない、研究会もないというふうなことで、もう少し盛り上がっていただければ、何とか集落も活性化につながるというふうに思っております。

限界集落の根本は、まず生活道路ということで、まず道路があれば何とか集落も栄えるということで、まず辺地対策等々で今道路をどんどん計画をしておりますけれども、今後はそこら付近の若手の後継者の育成、いわゆる研究熱心なもっと昔のような、婦人会もしかりです、そういうふうな青年団等々の育成をもう少しできればなというふうに、そしたら町の活性化につながるんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

町長がおっしゃるとおり、交通通信体系の整備とか、あるいは地域文化の振興、これがやっぱり必要性があるのではないかと私もそう思います。とにかく元気でなくちゃいけないと、そういう町でありたいというようなことを願いまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（坂口久信君）

2番通告者所賀君、質問を許可します。

○1番（所賀 廣君）

議長の許可をいただきましたので、通告書に基づきながら、2点ほど質問をいたします。

まず、第1点目は町立太良病院の今後について、2点目が太良町消防団の組織と通報体制についてであります。

まず、第1点目の町立太良病院の今後についてであります。これまで幾度となくこの議会においても質問をなさっておられましたが、今回、8月の6、7日と、総務省経営アドバイザーの経営診断を受けた後でありますので、あえて質問をさせていただきます。

この町立太良病院は、平成18年の4月に新病院として開院以来、約2年4カ月を経過したわけではありますが、その間、医業収益も伸びることがなく毎年度赤字の決算が続いている状況にあります。これは一般会計からの繰出金を見たときに、単に交付税からの措置がなされている、そういうわけではなくて、町民の方々のおいただきをいたしました税金も投入されていると言っても、そういった見方をしても過言ではないと、こういうふうに見えるのではないかと思います。町内唯一の公立病院として、その役割は極めて重要であります。太良町になくはならない病院である観点から、町民の皆様方の寛大なる温かい御支援をおいただきをしながら、これから先発展していかなければいけないと思います。いろいろな面で改革、そして健全化へ向けてどのように対処されていかれるつもりか、その考えを問います。

○町長（岩島正昭君）

1点目の町立太良病院事業に関する質問については、院長に答弁をさせます。

○太良病院長（古賀俊六君）

お答えします。1点目の町立太良病院の今後についてお答えします。

今おっしゃいましたように、去る8月6日、7日の両日、総務省の地方公営企業等経営アドバイザー事業で総務省から派遣されたコンサルタントの方と公認会計士の方が太良町へ来られまして、私どもの病院経営についていろいろな御指摘、御指導を受けました。例えば、給与については、医師を除く職員給与の年間40,000千円のカット、経営形態については、地方公営企業法の全部適用か、あるいは指定管理者制度の導入など早急に検討したほうがよいのではないかなどの指導を受けております。

ところで、現在、全国の公立病院は7割以上が赤字経営と言われているように、経営状況が非常に悪化しており、また、医師不足に伴って診療体制の縮小などを余儀なくされるなど、経営環境や医療提供体制の維持が厳しい状況になっております。それで、総務省から全国の公立病院に対し平成20年度中に公立病院改革プランの策定を求められております。このため、太良町としましても、私どもの町立太良病院の改革プラン作成について、調査、審議などを行っていただくために、町内各種団体等の代表者で構成する町立太良病院改革委員会を立ち上げていただき、この委員会の中で、先ほどから申しました総務省のアドバイザー事業の指導内容等についても御審議をお願いしたいと考えております。したがって、今年度中に今後の町立太良病院の改革方針、あるいは改革内容をお示しできるのではないかと考えてお

ります。

以上です。

○1番（所賀 廣君）

平成18年度の事業収益を見てみますと、医業収益が585,740千円の決算になっております。これに対する人件費の占める割合が435,450千円で、比率として74.3%になっております。この数値、平成19年度はどのようになっていますでしょうか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

19年度の人件費比率につきましては79.5%というふうになっております。

○1番（所賀 廣君）

提出されました医業収益比、提出されました表では79.3%となっておりますが、その0.2%の違いはなんですか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

その資料というのは、どちらですか。

○1番（所賀 廣君）

つい先ほど提出されました監査委員さんの意見書の中に入っていると思いますが、平成19年度の医業収益比79.3%と記されていると思いますが。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

済みません、数値の間違いかもしれませんが、一応平成19年度の医業収益につきましては574,507,777円になっております。これで給与費の456,813,028円を割りますと、79.5%程度になるというふうに思います。

○1番（所賀 廣君）

79.5%程度ではまずいかなというふうな感じがしますが、ここ0.2%の差、後でしっかり見ておいていただきたいかなというふうに思います。

再三言われることなのですが、この医業収益に対しての人件費比率ですね。これが平成19年度、約79.5%程度と言われました。もう80%に近づいているわけで、ますますさらにふえてきております。当然これは収益の減が及ぼしたものだというふうに思います。当然だと思いますが、少なくともこれを60%以下に抑えていただきたい、抑えることが必要とされている中ですので、はるかに80%に近いということは、危険水域を超えている、もう大幅に超えているというふうに思います。これに建物などを含めた減価償却費の22.2%をプラスしますと、もう100%を超えてしまうわけですね。これではほかの支出ができない、何の事業もできない、そういった状況ではないかと思えます。やはりここまで及んできたのは、アドバイザーの御指摘にもありましたとおり、院内の全員に運命感、危機感を持って職に当たるとい

うところを著しくおろそかにしていたのではないかとと言われても、決して不思議ではないと私は感じます。これについて、院長どうお考えになりますか。

○太良病院長（古賀俊六君）

前からよく言われていますけど、公立病院の親方日の丸体質とか、そういうことをずっと今までも言われておりますけど、公務員体質であるとか、あるいは他人任せみたいな、そういう風潮があるとか、危機意識がないとか言われています。十分そういうことを聞いて、病院の中でもいろいろ職員全員が参加するワーキングチームをつくりまして、その中で接遇委員会とか節減委員会とか、そういうので収入を上げて支出を抑える、そういう工夫を職員みんなで考えて、実行に移すというようなことでやっております。また、毎月そういう会議をしまして、実際に先生方にも収入と支出の状況がわかるように、あるいは入院患者さんとか外来患者さんとか、そういう経営的なことにも協力してもらおうとか、関心を持ってもらってやるということで、そういうのを周知徹底してやっておるところであります。

それともう1つは、あくまで医療ですので、医療の質を高くするというのも重要だと考えます。そういうことでも院内での勉強会であるとか、対外的な勉強会に参加するとか、そういうこともやって、町民から信頼されて、また使っていただく病院、そういうふうなことを目指してやっております。

○1番（所賀 廣君）

院長言われましたように、ワーキングチームがさまざまな会議をやっておられるのは知っておりますが、こういった勉強会が大いに活用できて、その実績ができれば、収益にもつながっていくのではないかなというふうな感じもいたしますが、この医業収益が総収益、医業収益を含めた総収益に対するの構成比、何%であるかということ、平成16年度では89.7%、約90%近く医業収益として、総収益に対するの構成比があったわけですが、それが17年では86.4%、18年では84.1%、そして今年度平成19年度においては81%と、どんどんどんどん年々減少してきているわけです。この分でいきますと、今年度ですが、平成20年度では80%を割り込む心配が出てくるわけですね。当然総務省から提出されましたガイドラインに基づいての改革プラン作成になるわけですが、先ほど院長が言われましたように、まだ改革委員会等が発足をいたしておりませんが、その下準備としてこの構成比アップ、何とか85%、あるいは90%に近づける必要があると思っておりますが、この構成比アップについてのお考えはどういうふうに思われていますか。

○太良病院長（古賀俊六君）

さっきも申しあげましたように、収益を上げて支出を抑えるということだろうと思っておりますので、収入を上げるには患者さんに来ていただいて、太良病院を利用していただいて、私どもとすれば質のいい、患者さんに満足してもらえる医療なり、あるいは医療だけじゃなくて、現在は介護であるとか、保健であるとか、そういうところまで必要というか、やらないとい

けないだろうと考えております。そういうことまで含めて収入を図る、そういうふうを考えております。支出を抑えるほうは、節減のほうで考えてやっておるところですけど、一番大きくやれるというのは、具体的に申し上げますと、手術をふやすとか、あるいはいろんな検診をふやしていくとか、時間外であるとか、ほかの病院でできないようなことをやることで必要とされることをふやしていった収入をふやすように、そういうことでやっております。

以上です。

○1番（所賀 廣君）

先ほどほかの病院でやれないことをというふうなお話でしたが、公立病院の果たすべき役割として、民間医療機関による提供が困難な医療を提供することにある、こういったことがあるわけですね。先ほど言われましたように、ほかの病院でできないこと、例えば人間ドックあたりですね。この人間ドックを取り上げてみましたときに、この太良町を眺められたときに、人間ドックを受けていただいている受診数といいますか、割合といいますか、これはどのように見ておられますか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

人間ドックにつきましては、大体50%程度しかうちのほうには来ていただいているという結果が出ております。

○1番（所賀 廣君）

先ほど事務長の答弁に50%程度しかということですが、はるかに不満であるということなんでしょうか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

先日も総務省のアドバイザー事業の折に、いろいろ向こうのほうから聞かれたりいたしまして、大体50%程度ですというお話をしたところが、8割は町立太良病院のほうに来ていただくような努力をしないとという御指摘等も受けております。

○1番（所賀 廣君）

その言葉を踏まえて、これからどのような努力をしようか、あるいはどのようなPRをやるかというふうにお考えですか。

○太良病院長（古賀俊六君）

ほかの病院でできないと言ったのは、人間ドックはほかの病院でもできます。で、50%とか、8割はやってほしいというふうなことになっていると考えます。太良病院には複数の医者がいて、例えば、ほかの病院でやれないといたら、CTがあるとか、あるいは小児科がある、そして時間外も受け付ける、そういうことです。まだほかにもいっぱい、ほかの病院でできないことはありますけど、そういうことを伸ばしていったら、例えば、がんの検診であるとか、生活習慣病の長期的なフォローとか、あるいは早期に見つけて早期に治療する、そ

ういう体制をつかって、利用していただく、そういう方面を伸ばしていきたいと、そんなふうに考えます。

○1番（所賀 廣君）

できるだけ、さっき言われましたとおり、人間ドックは必ずしも太良病院だけではないというふうに言われました。そのとおりだと思いますが、できるだけ太良病院に来てくださいよ、皆さんおそろいでみたいな感じで、何とかPRをしていただいて、町民の皆さん方の理解を得て、一人でも多く受診していただけるように努力をしていただきたいと思います。

一般会計からの繰り出しについてなんですが、これは地方公営企業として運営されている以上は、基本的には独立採算を原則とするべきものであると思います。能率的な経営を行ってもなお、経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に不可能であると認められる経費については、一般会計等において負担するものとされております。したがって、現在の太良病院の病院経営の結果、発生した赤字をそのまま追認して補てんする性格のものではないと、これは言うまでもないことだというふうに思いますが、この件につきましては、事務長、どうお考えでしょうか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

その件につきましては、一応総務省からの、いわゆるうちのほうから言いますと、繰入基準ですけれども、それが決まっておって、赤字がこれだけ出ますからこれだけ下さいということでもらっているわけではなくて、その総務省から示されている繰入基準に基づいて該当する部分については、該当する部分の金額を積み上げたのが現在の、昨年においては77,790千円という、収益的収支のほうですけれども、それだけの金額をいただいておると。決して赤字補てんのためにその金額をもらっているというわけではございません。

○1番（所賀 廣君）

どうしても見た場合に、この70,000千円、80,000千円という繰出基準に基づいて一般会計のほうから繰り出されているというのは、理屈、よくわかるわけですが、みんなが納得しないというのは言い過ぎかも知りませんが、本当にいい健全な経営ができて、受診もいっぱいしていただいて、病床もいっぱい埋まって、その結果、どうしてもというところ出た赤字を補てんするために70,000千円、80,000千円出たと、こういうふうに見えればいいわけですが、やっぱりどうしても、悪い言葉ですが、健全じゃないよねというふうな意見も聞く中ですので、その辺、先ほど院長が言われましたように、ワーキングチーム、こころと本当によく見詰め直すというか、心の中から会議の打ち合わせあたり、今もやっておられますが、やっていただいて、いい経営にいければなというふうに、そういうふう感じております。

患者さんが診察を受けますね。診察を受けた後、その処置を施してもらいますが、当然医

療費の請求が発生するわけです。この診察内容、処置の内容などを確実に把握して請求事務を行う役割を臨時の方、あるいは外注に任せてしまうのはやはりおかしいと思います。この請求意思の決定と責任をだれがとるのか、はっきりさせて、そこに専門の人間を置いて、きちっとやっていく必要があるのではないかと思います。去る4月18日の日にみのりチームさんの会議を聞かせていただいたときに、医療費計算などプロのチェック屋さんを置いてみればどうかと、こういった発言をされた先生がおられました。非常にいい意見だなというふうにお聞きしたわけですが、まさにそのとおりだと思います。この点どういうふうにお考えでしょうか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

役場派遣が今私まで含めて4名おるわけですが、本来はその役場から派遣された職員が、今臨時の方3名でコンピューター入力等をやって、医事の勉強をされて、先生からのカルテを受け取られて、入力して請求事務をやるということをやっておりますが、本来はその役場の職員も病院のほうに派遣をされたら、そこで一生懸命勉強をして医事に精通するというのが正当な道だというふうに思っておりますけれども、ところが、ある程度二、三年ぐらいで大体かわるのが通常でありまして、その二、三年の間に医事をすべてマスターしていくというのが非常に困難だと私は考えております。それで、本当に一番よい方法というのは、やっぱり病院独自の事務をする方を育てて、いわゆる請求事務も含めてですけれども、病院のみで努めていくというのが一番ベストの方法じゃないかというふうに思います。これは全国的な公立病院の形態が大体二、三年サイクルぐらいで職員がかわっていくということなんで、病院の事務に精通しないままにどんどん異動をしていくというのが現実であって、ある意味それが全国の公立病院の7割以上が赤字になっているという原因というところもあるように思います。ですから、できれば病院には病院専門の事務職を置くというふうになっていけばよろしいのではないかとこのように考えております。

○1番（所賀 廣君）

先ほど事務長が言われましたとおりだと思います。この請求事務、恐らく今までにチェック漏れ、請求漏れ等があったのではないかなというふうに思います。やはり診察した以上は正規に、多分ここは点数でこういったお金を取れるよねとかないように、チェック漏れがないように厳しくしていただいて、やっていただきたいなというふうに思います。

太良病院は、個室は1,050円、消費税含めたところでしょうね、1,050円というふうにお伺いしておりますが、これも本当に町民の皆さん方に御理解をいただいて、温かく御理解いただいて、何とか1,050円をもう少し上げてお願いをしようかなというお考えはございませんか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

ただいまの件につきましても、アドバイザーのほうからもう少し上げなさいというふうな指導を受けておりますので、今検討をいたしておるところでございます。それが町民の皆さんから御理解いただけるかどうかは別といたしまして、病院の意思としてはアドバイザーの指導のとおり上げさせていただきたいというふうに思っております。

○1番（所賀 廣君）

高くなるわけですので、余りうれしくないかも知れませんが、この辺、本当に皆さんの理解を得られれば、そう願いたいというふうに思います。

公立病院に求められる改革として考えましたときに、豪華な箱物を建築して、相当な金額だったわけですが、この豪華な箱物を建築してしまったことにより増大した減価償却費、また、勤続年数により上昇していく公務員給与という問題、税金が投入されている自治体病院の経営不振は単に病院だけの問題にとどまらず、地域住民の生活に本当に重大な影響を及ぼすものであるというふうに思います。各方面から税金の無駄遣いやろうとか、あるいは親方日の丸やっかとか、こういったことを言われられないためにも、院長に求められるものとしてはこんな問題もあろうかと思えます。病院長の強いリーダーシップが肝要ではないか、あるいは職員に経営意識をつけさせる——つけていただくということですね。それから、病院長の仕事は、医師の管理と経営管理、医療関係機関との連携が重要であり、これをサポートする事務長、事務部長、看護師長の役割は極めて重要なものであるというふうに思いますが、この点について、院長どういうふうに思われますか。

○太良病院長（古賀俊六君）

今議員おっしゃったとおり、病院のリーダーとして全職員の先頭に立って働き、経営も考え、正しい方向に進んでいくということが必要だと考えます。どの程度できているかというのは、じくじたるところもありますけど。

それと、いい医者と呼んでくるというか、医者に関してはそういうことがまず一番大事な仕事だと考えます。あるいは、いい医者に育てる、病院の中でお互い医師同士が育てるというか、いい医者に育つ、そういうことが医師としての一番重要な仕事だと、そんなふうに考えます。

また、事務長なり総看護師長なりと協力して、病院全体を引っ張っていく、そういうふうのできたらと思っております。

以上です。

○1番（所賀 廣君）

院長の答弁の中では再三いい医者が必要である、また、いい医療の提供をする、病院の方、職員の方、先生の方、皆さんが愛情を持って診察に当たる、当然のことだと思えます。

以前、病院内でアンケートをとられたと思えます。見ておりましたら、夕張市立の総合病

院のアンケート結果と非常によく似ておりますので、ちょっと読んでみたいと思います。書いておられたとおりの文言でございますので。「上の人に経営への意欲や理想が感じられない。今どき説明がびっくりするほど不十分。理解をもって職員を引っ張らなくて、だれが引っ張るのか。赤字を出し続けると予想されているなら、職員の賞与など見直されたらいかがですか。臨時職員が遅くまで仕事をし、正職員が先に帰ることに疑問を持ちます。正職員は必ず1名は最後まで残ることが常識ではないでしょうか。民営化のほうが職員一人一人の意欲も高まり、しがらみから逃れられ、新しいアイデアも出てくるのではないのでしょうか。経営者がいればいいと思います。病院をこういう方向に持っていくぞというリーダーシップを持つ人を採用したらどうですか。今の職員を全員解雇し、やる気のある人だけ再雇用し、横一線で初任給から始めたらと思います。一般地方独立行政法人にすべき。勤務中にゲームをしたり、他の先生の文句を言う、救急車対応を拒否するなどの内科は必要ないのでは。患者から必要とされない医者は病院にも必要ないと思う」、これは89名の方の中の抜粋なのですが、もちろんこれも院長は読まれたと思います。全部読まれたと思いますが、いいことも書いてあったわけなんですけど、これは悪いといえますか、そういった批判的なといえますか、前向きなといえますか、そういったことで抜粋しましたが、院長、読まれた感想はどうだったのでしょうか。

○太良病院長（古賀俊六君）

私も読みました。本当に厳しいというか、事実そのとおりだと思うところもありましたし、厳しいなと思うところもありましたけど、書かれていることはその人の思いですので、それをそのまま素直に受け取って、職員みんなそれを読んでいきますので、一人一人思い当たることがあるはずだと思って、そういうことがないようにやっつけようということは言っているところです。常にそういう心構えでやっつけかねばならないと、精神論だけじゃなくても、精神論ももちろん必要ですけど、そういう環境を整えるということもありますけど、まず精神論からそういうことを大事に思いながら、医局会とか、そういうところでも話ながらやって、今後もやっていきます。

○1番（所賀 廣君）

先ほどから何回も言いますように、本当に皆さんで頑張ってくださいよりほかないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

町長に質問いたします。今後、改革へ向けての改革プランを作成する上においても、当然改革委員会、先ほども話がありましたが、改革委員会などの結成を考えておられると思いますが、基本的な構想はどのように思われているのか、また、経営形態の見直し、改革へ向けて指定管理者制度などの幾つかの選択肢があると思いますが、この点につきましてはどうなのか。アドバイザーの指摘にもありましたように、今までの親方日の丸的な考えから脱皮することが絶対に必要不可欠な課題であることに間違いはないと言われている中で、この改革の

時期についてはスピード感を持ってやる必要があると思いますが、この件についてはどうお考えでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

議員おっしゃるとおりでございます。まず、私も踏み切ったのは、今までの累積赤字が380,000千円からもう510,000千円というふうな状況になったもんだから、これは何とかもう太良町の恥を忍んで総務省のアドバイザーを受けて、公に広報して、町民の理解を得ようという形でアドバイザー事業を受けたわけでございますけれども、その前に議員さんたちからの御指摘によってワーキングチームをつくって改革をやっておりますし云々と病院のほうから言いよったですけれども、まず数字的に上がってこないと、どういうふうな内容でそういうふうなチーム構成をして、いろいろ議論をしよったのかということも1点ございました。そういうふうな状況を見て、アドバイザー事業を受けたわけですが、これはもう今のままでは70,000千円、来年は80,000千円とか一般会計から繰出金をやっていくとなれば、果たして将来的に太良町自体がどうなるかというふうなことを懸念いたしております。

今後、そこら付近を加味しながら、経営改革の委員会を立ち上げて、今後皆さんたちに協議をしていただくわけですが、皆さんたちの協議の中でどういうふうに話になるかわかりませんが、私の腹はもう決まっております。ただ、それはまだ申し上げられません。皆さんたちがどういうふうなことをやって、病院の職員自体がどういうふうな改革をするかということも内部でまた検討して、ワーキングチームの中でも協議をしていただいて、改革委員会にこういうふうなことをやりたいというふうな、そういうふうな提案もしていただくということを考えております。総務省のアドバイザー事業にもありましたとおりに、公営企業法の非公務員型全部適用、指定管理者、あるいは民間というふうな方法はありますけれども、そこら付近を総合的に判断して、最終的には私が決断をしたいと思っております。

時期等につきましては、これまで新聞等にも載っておりますとおりに、これはもうある程度ピッチを上げにやいかんということで、今年度じゅうにある程度結論を出したいというふうに新聞記者にも答弁をいたしております。今後は、今回も予算を病院のほうで報償費を組んでおりますから、活動をなるべく年度内にやって、そしてどういうふうなまとめになるか、結論を出したいと思っております。

以上です。

○1番（所賀 廣君）

本当にかねてから要望しておりましたわけですので、県内で初めてアドバイザーの診断を受けたということですので、ぜひこれはスピード感を持って、強い意志を持って改革へ邁進されることを切望しまして、1点目の質問を終わりたいと思っております。

続きまして、2点目の太良町消防団の組織と通報体制についてであります。

現在の太良町消防団は定数500名というふうになっております。この団員確保の状況を見

てみますと、本当に各分団、あるいはまた各部がその定数を確保するために毎年毎年、年度末になると、それぞれが厳しい、忙しい状況に頭の痛い問題になっているものと思っております。この定数を削減されるお考えはないのか。

また、災害や火災などの有事の際に、現場へいち早く到達する時間、この時間を短縮するために太良町独自で内部間通報装置を整備する考えはないのか、お尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

2点目の太良町消防団の定数と通報体制についての質問にお答えいたします。

1番目の消防団員の定数削減につきましては、現在、条例定数500人に対し499人と、1人の減となっております。定数の削減については今のところ考えておりません。45歳定年と諸事業による退団者の補充につきましては、各部で対応し、それぞれ補充できない場合は分団定数も設定しておりますので、分団内での人員調整で補充をお願いしております。近年は、部がない山間地域の方にも加入促進をお願いし、調整を図っていただいております。今後、入団が見込めない状況になった場合は、女性消防団員、または機能別消防団員で組織を考えていきたいと思っております。

2番目の有事の際に内部間通報装置の整備につきましては、消防自動車に移動系無線を搭載したく、電波状況と補助金関係を調査し、整備を思案しているところでございます。

現在の消防指令システムは、消防団出動で初期体制の確立はできていますが、現場状況の詳細についての情報が不足する場合があります、出動した消防車が出火現場を探して回るという事態も過去にありました。議員御提案の内部間通報装置は、このような状況について大きな効果を発揮すると思っておりますので、鋭意導入に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番（所賀 廣君）

この団員さんの条例定数の500名ですね、今現在1名減の499名と、こういうふうにあります。この条例定数500名というのは、いつの時期になったのか。また、何かこの500名であるという、そういった基準をもとに決められた人数なのか、お尋ねしたいと思います。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

まず、消防団の定数について、今500名になったのは昭和58年の4月1日から、当時520名の体制でしたので、それから500名にするという状況になっております。それから状況が若干変わっておりますけど、消防団員の定数についての指標というのが、消防力の整備指針というのが平成17年6月に消防庁から出ておりますけれども、消防団員数の算定指標というのがあります。これは国民保護法とか、いろいろな状況で変わっておりますけれども、大規模地震や武力攻撃事態等に対応するために必要な消防団員数ということで、それに地域住民の避難誘導に対応するために必要な消防団員ということで数値を出すようになっております。

それでいきますと約512名、それと大規模地震や武力攻撃事態等における消火等の活動に必要な消防団員ということで、これは器具等を操作するのに人員があと107名ということで、合計すれば619名になりますけれども、先ほどの512名の数字については、若干の調整はいいということになっておりますので、今現状では500人体制を維持しているという状況でございます。

○1番（所賀 廣君）

先ほどの町長の答弁の中に、入団者がどうしても見込めないような場合は女性の消防団員、あるいは機能別消防団員を考えていると、こういうふうにお聞きしましたが、この機能別消防というのは、どういった性格のものなのでしょうか。

○総務課長（岡 靖則君）

機能別消防団員は、消防の経験者を特定の活動や大規模災害時等に限定して参加するということとなりますけれども、目的により対象者を制限すること、役割、活動を限定できるとか、仮に言えば、うちの役場の職員に消防団を卒業したOBがいますけれども、そのOBの方を有事の際に特別に消防団として活用するとか、そういうふうな事態等を考えて、機能別消防団を考えております。県内では、団員が不足しているということで、佐賀市とか多久市、それと武雄市あたりで機能別消防団を設置している状況でございます。

○1番（所賀 廣君）

この定数削減につきましては、今の団員さんをやめていただいて削減しましょうよということではなくて、太良町外に勤務されておられる消防団員の方、この方たちが、当然町外に勤務されているわけですが、町内で何かあった場合、例えば、不幸にして火災等があった場合、こういったときに太良町にいて、太良町で働きながらという方は当然自分の仕事をなげうって現場に行かれます。そういったときに、後で聞いて、ありゃおいどんが仕事しよったときあんたたち気の毒かったねと、こういうふうに心苦しい思いをされておられる方もたくさんいらっしゃると思うわけですね。

先ほど課長の答弁の中で、機能別消防、やめたOBさん、あるいは役場のOBさん、こういった方たちを組織するというのは、なかなかいいアイデアではないかなというふうに思います。あと、いろんなけがの際の補償だとか、こういった問題もあるうかと思いますが、団員の確保に無理がないように、できたらそういった機能別というふうな形がとればいかなというふうに思いますので、ぜひそういうふうな実現へ向けて考えていただきたいなというふうに思います。

それから、無線なんですけど、内部間通報というふうに考えたときなんですけど、現在、太良町に防災無線がありますが、この防災無線のアンテナは太良町で何本、何カ所立っておりますでしょうか。

○総務課長（岡 靖則君）

中継基地まで入れて27だったと思いますけれども、ちょっと数字的に間違っておれば申しわけございませんけれども、屋外にそういうふうな防災無線の機器を設置している状況でございます。

○1番（所賀 廣君）

この防災無線ですが、個別受信機、つまり固定の一方通行の受信機ですね。この防災無線のアンテナがせっかく立っているわけですので、このアンテナを有効活用して、消防の機動車とか小型積載車ですか、こういったのに積み込んで、このアンテナを有効に使って、お互いに通報をし合うというふうな方法はとれないものなんでしょうか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

私たちも電波の方向については、なかなかわからないところがあって、メーカーの方にお聞きしたりしているんですけども、今のうちの同報系の無線、デジタル無線については周波数が60メガヘルツということで、移動系の無線については150メガヘルツ以上でないといけないということでありますので、現在の同報無線を使ってのあれはできないんじゃないかなと思っております。メーカーサイドにもう一度そういうふうな相談はしたいと思っておりますけど、今現状では私たちも調べた結果では、できないんじゃないかなと思っております。

私たちは、別に行政無線の移動系とか県の防災無線を利用するとか、あと1つMCAというのがありますが、マルチチャンネルアクセスシステムという、業務用の無線ですけども、そういう無線方法ができないかということで今検討している状況でございます。

○1番（所賀 廣君）

今、MCAというふうに申されましたが、今月の9月1日に基山局が、ちょうどこの防災無線、まさに今言われたマルチチャンネルですね。この防災無線システムを公民館等を含めて28カ所でしたか、あと消防の移動車、消防車を17か18カ所ぐらいで開局されたというふうにお伺いしました。

県のほうにお尋ねをいたしまして、県の防災行政無線というのがあります。これ県内に6カ所、基地局、中継局として立っているわけですが、太良から一番近いところでは多久、有田にそれぞれの基地局を持っておられます。これは先ほど移動として使う場合は150メガヘルツ以上というふうに言われましたが、県の防災行政無線は260メガヘルツというふうにお聞きしました。これを何とかお借りして、その中継によって太良の庁舎を本部にして、親機にして、あと消防自動車を移動局にして、県のアンテナをお借りしてやる。当然デジタルの260メガヘルツですから移動局として十分使えるわけですが、その電波の一部をお借りしてやれないものかなというふうに考えるわけですが、この件どうなんでしょうか。

○総務課長（岡 靖則君）

今おっしゃられた県の防災無線を使えないかということは、私たちも事前に、せっかく県がつくっていらっしゃるのに、私たちも使えないかということで御相談をしました。まだ県から全然回答はあっておりませんが、結果的にそれを使う場合は、ほかの市町村も使いたいということが出てくれば、やっぱり内部の調整が必要だということで、まだそこまでいっていない状況でございます。私たちもその無線をできれば使いたいなという思いはしていますけれども、そこら辺のこともあって業者に見積もりをとったんですけど、結構金額が高くて、今のところ一番安いのはMCA、基山が使った、今年度から新しくしているのが一番初期投資は安いと、ただ、あとの年間の維持経費が若干高いというのがあって、そういうのを今鋭意導入に向けて検討している状況でございます。

○1番（所賀 廣君）

それこそ、我々が一回視察をしましたときに、消防の指令センターのほうに行きましたときに、通報が聞こえにくかった、北北西に何メートルと言われてもわからんみたいな感じで、漠然と行く消防自動車等が多いわけですので、ぜひこの辺はある程度行きながら、あとは親局——庁舎内に置いても結構なんですけど、親局があって、自動車を運転しながら、横の助手の方でも結構ですので、何とかここと連絡をとりながらうまく、一分でも一秒でも早く現場に行かれることが一番いいわけですので、ぜひ財政難の折ですので、コストをなるべく安くして、あるいは県のそういった6カ所の基地局を、260メガヘルツ帯を持っていらっしゃいますので、ここの電波の一部を何とかお借りできないかというふうな相談を本当に心強くやっていただければ、我々も心強く感じますし、ぜひそういった装置ができますことをお願いいたしまして、私、2点目の質問を終わらせていただきます。

○議長（坂口久信君）

質問の途中ですけれども、暫時休憩をいたします。

午前11時6分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

3番通告者山口厳君、質問を許可します。

○2番（山口 厳君）

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

1点目は、山積する農業問題について、2点目は、火葬場建設計画検討委員会の取り組みについての2点でございます。

まず、1点目の農業問題についての質問であります。6月議会でも農業問題は質問し、町の取り組みなり方針を聞いたわけですが、この回は少し掘り下げて、町の考えなり

取り組みをお聞きしたいと思います。

まず1番目は、J R振興策の農業への取り組みについてであります。振興策の中に果樹、野菜の振興とありますが、その取り組みを1つ。もう1つは牛の生産拠点づくり、キャトルステーション構想ですが、太良町のこの考えを1つ。

2番目は、肥料と施設園芸の燃料の価格高騰への国、県への対応と、太良町のこの取り組みの考えを。

3番目は、太良町が取り組むミカンマルチ栽培の進捗状況。

以上3点を町長の考えをお尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

山口議員の1点目、山積する農業問題についての1番目、J R振興策の農業への取り組みについての果樹、野菜の振興についてお答えをいたします。

J R振興策並行在来線沿線地域特別支援事業は、新規作物の導入、いわゆる特産品づくりでございますけれども、新規参入など太良町が活性化するため、既存の補助事業の上乗せ補助でなく、町が新たな取り組みとして事業を実施する者に対し、県が支援する制度でございます。

お尋ねの果樹、野菜の振興につきましては、樹園地の再整備が認められておりますが、樹園地の再整備はまだ進んでおりません。町が新たな取り組みとして、新規作物の導入などで地域への普及効果が望め、町の活性化につながる事業を県へ特別支援事業として支援をお願いして振興を図ってまいります。

次に、子牛の生産拠点づくりについてお答えいたします。

当初、キャトルステーション構想は子牛の預かり施設でありましたが、子牛価格の下落及び飼料代等の高騰等の状況から、どのような施設が必要なのか、今、和牛改良組合青年部を中心に話し合っている状況であります。7月に和牛改良組合の代表者が来られたときに、100%の参加とは言わないが、最低8割以上の方の同意が必要であるというふうに伝えておるところでございます。

2番目の肥料等施設園芸用燃料の価格高騰への国、県への対応と太良町の考え方についてお答えをいたします。

国は、8月27日付の農業新聞では、農林水産省の平成21年度予算案で、原油価格高騰対策として51億円を、肥料価格高騰対策として23億円を盛り込む方向で調整に入り、9月4日付の新聞では、平成20年度の補正予算案で、施設園芸での燃料消費量と化学肥料の使用量をそれぞれ2割以上低減する農家グループに対し、燃料費と肥料費の増額分の2分の1を補てんする財源として300億円超を確保と報道されております。

県は平成20年度重油対策として、6月補正で170,000千円の省資源型施設園芸確立対策事業費補助金の補正を組まれ、町では本9月議会に三重カーテン、ヒートポンプ等の設置費補

助金として各種部会へ、県、町費合わせて18,458千円の予算を計上いたしております。

肥料につきましては、家族経営協定締結農業者連絡協議会との話し合いの中で、肥料も上がるので、生産コストを下げる方法として堆肥の利用が話題に上がり、堆肥施設があればとの意見が出ておりました。今後、肥料等高騰の中、耕畜連携による有機農業、低コスト化を図るため、堆肥の有効利用のシステムづくりが重要となってきます。堆肥を利用する農家と原料を出す畜産農家及び農業団体と調整をしてみたいと思います。

3番目の、太良町が取り組んだマルチミカン栽培の進捗状況についてお答えをいたします。

高品質ミカン生産のため、県の補助事業、魅力あるさが園芸農業確立対策事業を活用し、平成16年から平成20年度計画まで、合わせて21.52ヘクタールのマルチ導入に対し、JAの高品質みかん生産組合、太良町果協マルチ部会、個人出荷者協議会に対し補助し、高品質ミカンの生産の推進を図っております。

市場に出向いて市場関係者の方に、太良ミカンを1円でも高く売ってもらうようお願いしておりますが、市場のほうからの要望といたしましては、マルチ栽培の徹底により、高品質のブランドミカンの生産促進を注文されておる状況でございます。また、各部会からも、ことし6月上旬にミカンの高品質化生産のため、マルチ被覆面積に対する町補助の要請書が出ており、本9月議会にマルチ被覆面積に対する補助金として1,677千円を計上いたしております。

以上でございます。

○2番（山口 巖君）

1番目のJR振興策の農業への取り組みであります。農業への今までの振興策の事業の金額、そしてまた、ことしは一応計画となっておりますが、そこを含めての資料がありましたら報告をお願いいたします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

本年度の予算につきましては、まず、農業部門ではキャトルステーションにつきまして予算を計画いたしております。20年度予算につきましては470千円の予算を計上し、先進地視察、それから検討会の経費として470千円を20年度に計上しております。19年度につきましては、実績で535,473円支出しております。主な事業としましては、先ほど20年度計画と同じでございます。先進地視察を3回、また、全体研修会を1回開催した事業につきまして支出いたしております。

以上でございます。

○2番（山口 巖君）

どうしてこの質問を当初したかといいますと、どうしてもこの農業問題に対する振興策の予算が見えてこない。なかなか方向づけができない。今の課長の報告では、1,000千円ちょ

つの予算事業費ということになっておりますが、この振興策は長崎本線の運営のあり方と引きかえに取り組んだ振興策と、私はこう考えておりますが、農業に対しての振興策が本当にどうなるのかというのが今心配しているところでございます。

こういうことを考えますと、この振興策が農業になかなか浸透していかない。これを踏まえますと、本当に振興策がどこまで農業についてくるのか。確認のためにこの振興策、残りあと何年ありますか。

○農林水産課長（高田由夫君）

J R 振興策の事業の期間、事業年度ということだと思いますので、お答えいたします。

J R 振興策特別支援事業でございますが、これは10年間で行う事業であります。その中で、10年で行う事業の中で農業部門に対しましては、先ほど果樹と野菜の振興ということで議員から通告にもあっておりましたとおりでございますので、10年間で行う事業で、町の活性化のために前向きに事業を進めるといようなことが振興策でございます。

○2番（山口 厳君）

今年度は予算がついておりますから、残りあと何年ありますか。その辺のところをお尋ねいたします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

キャトル部門では事業期間は29年度まで、果樹、野菜団地のほうにつきましては、同じく29年度まででございます。

○2番（山口 厳君）

というのは、この振興策は、予算はことしは計画が立っておりますから、あと8年ということになるんですよ。今年度は予算がついておりますから。というのは、どうしてこの質問をしたかということ、いつも言うように、あと8年しかないのに、9年目にすばらしい対策、そしてまた、この農業、畜産が中心ですけれども、いろいろな名案が浮かんでも、この振興策は通用できないということに私は考えるわけですが、そのところはどうなりますかね。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

この期間というのが、とらえ方ですけれども、結局、西九州ルートの開業までに太良町の地域の振興を図るということで、当初、それまでの期間にどういう事業を計画して、町の農業振興を図っていくかということで、当初にこういう事業をしますよということで計画書の中に載せたものですから、一応29年度まで引き続きこれをやるじゃなくして、29年度までに一定の事業を実現化するということですので、このキャトルステーションについては、当初の計画の中では、とりあえず2年ないし3年間でソフト事業、つまり協議会を設置して、この事業の具体化を目指して話し合いをしましょうと。そして、その中で合意ができた段階で

事業化をするということで、事業化については2年ないし3年、ことしが2年目ですから、来年度か再来年度に具体的に事業化を図るということになって、事業自体はキャトルステーションについては単年度で一応ハードのほうは済むような形になります。建設はですね。

○2番（山口 巖君）

大概よくわかりましたけれども、農業への振興策が今言ったように十分定まらない中で、この振興策が農業部門への取り組み経費ですが、縮小されるんじゃないかと、そういうふうを考える農家も多々ありますから、その辺の考えをちょっとお尋ねいたします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

J R振興策につきましては、10年間で先ほど申しましたとおり行う事業であります。その事業の種類によっては年度が若干縮小されますけれども、事業自体の枠については、町の活性化のために行う事業でありますので、これについては前向きに検討していくということでございます。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

ちょっと補足ということで、基本的には2年前にこの計画書を上げて、そのときには概算でしか、具体的な事業費というのは大まか概算で県のほうと合意しているわけでございまして、具体的に実行するとなると、正式に細部について予算要求もしなければいけないと。その段階で、当初150,000千円というふうな形で見込んでおった事業について、実質140,000千円でできたとか、160,000千円でできたという場合は、県のほうもその事業費に沿った形で一応枠の中で——基本的に当初計画して、例えば、何億円というのは決めていないわけですよ。でも、事業の中で、大体県のほうは、太良町の振興策については10年間で大まかな予算というのは恐らく設置はされていると思うんですけれども、その枠内であれば、結局、計画書にのっとって事業を遂行すれば、基本的にはほとんど全額支援はしていただけるものとは思っております。

○2番（山口 巖君）

今の答弁で、計画にのっとってしたら支援をしていただくというような格好ではありますが、なかなか今現在はっきりしない振興策の中で、この農業への振興策、途中での見直しが県側とできるのが可能か、可能でないのか、難しいのか、簡単にできるのか、その辺をお尋ねいたします。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

県との話し合いの中では、今も時節時節でやっておりますけれども、基本的に基本計画に沿った方針ということで、事業自体が例えば180度違うような事業をするとなればかなり厳

しいとは思いますが、農業振興の面において、この事業はぜひ必要です。前回上げていた計画にある程度のつとった形の農政の振興ですということであれば、やっぱり当時、この計画書をつくり上げたときに、専門部会、検討委員会というふうな過程でつくり上げておりますので、まず、担当課が県の担当と話し合いをして、そして専門部会を開いて、検討委員会で最終的にできるものか、できないものかというのを協議しなくちゃいけないと、順番は踏むべきだと。その前に、この農政については結局、各団体とも上げる前に打診をして上げてきておりますので、まず最初にその団体あたりと話し合いをして、こういうふうな形で上げとったばってんということで、今現状の課題がこういうふうになっているということ、そこら辺を十分検証していただいて、それから専門部会、検討委員会ということで諮っていきたいとは思っております。

○2番（山口 巖君）

そしたら、この振興策についての幾らかの変更、そこはそう難しいことではないと、こういうふうに解釈するところでございます。

そして、このキャトルステーション、このことについてちょっと質問をかえさせていただきます。

キャトルステーション構想について、以前、課長は地区別に話し合ったり、アンケート調査をやったりということでございますので、その内容がある程度統計ができれば、その説明をお願いします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

キャトルステーションにつきましての地区内での話し合いでございますけれども、これにつきましては10地域で行いまして、参加人員は78名ございました。

それから、アンケートの結果でございますが、アンケートの結果につきましては、堆肥センターが欲しいというようなことで19戸、それから、キャトルに子牛を預けたいというような、同じく19戸等の要望が主なものとしてはあっております。

以上です。

○2番（山口 巖君）

先ほどの商工課長の答弁の中に幾らかの変更ができそうだということを解釈しているんですけど、今、高田課長、キャトルがなかなか調査期間はっきり見えない。その中で今、一番問われているのが耕作放棄地対策ですね。それに対しての放牧事業、今、県の支援を受けながら何か所かやっているところではありますが、これに対しての町の電さくあたりが一番大きい経費と思いますが、その辺の助成あたりも振興策として県側と話し合ったらできる可能性があるのかないのか、お尋ねいたします。

○農林水産課長（高田由夫君）

J R振興策の中で耕作放棄地の電さくの要望、そういう支援ができるかというお尋ねだと思いますけれども、先ほど企画商工課長が答弁した中でも、あるいは町長が答弁した中でも、一応町の活性化になる施設であるというようなこと、それから、農業部門で申しますと、ミカンの基盤整備、あるいは野菜団地というようなこととキャトルステーションの事業計画でございますので、予算の県の枠の中でそういう要望はしていきたいとは思いますが、ただ、これにつきましては、大枠の計画の中の事業種目というのは決まっておりますので、今後の検討はしていきたいと思っておりますけれども、今のところはちょっと電牧ということで、単独であるのはちょっと今は検討させていただきというようなことしか言えないと。

以上です。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

基本的に、例えば畜産についてこういう事業を組み立てていたけれども、ちょっと内容を変更して、こういうやり方でやりたいとかという方針的にそっていなければ、若干のそういうふうな変更はできると思っておりますけれども、畜産以外で、じゃあ畑の分までこうしましょう、ぜひ今こういう課題があるからしてくれというのは、かなり厳しいものがあるんじゃないかなとは思っておりますけど。何分、検討委員会で協議をしなければ、こっちが交付するほうじゃないもんですから。

それと1つは、結局、農業問題にしろ、他の問題にしろ、一年一年、町の課題とかなんとかが出てくると思います。事業的にもこういう事業はやらなければいけないというものが出てくると思いますが、その都度これを振興策で、これを振興策でというのは、かなり受け入れる県としても、財政面でも相当厳しいものがあるということで、当初にある程度10年間を見越した計画ということで、やっぱり県のほうも提案されておりますし、それにこたえて、町も今後の10年の間にこういう事業をして町の活性化を図ろうとかいう事業を出して計画書に上げた。それを県は県で県議会にも説明されておりますし、県民のほうにも広報されております。町は町で、議員あるいは町民の方に周知もしているということでございますので、大筋のところはやっぱり基本的な方針というか、計画がもとはにあるということをお理解いただければと思います。

○2番（山口 巖君）

はい、わかりました。それでは、ちょっとキャトルのことについて、また質問をかえさせていただきますと思います。

キャトルも、今、町長の答弁の中にもありましたように、飼料の高騰ということで大きく環境が変わっております。その中で、今、近くにもキャトル等がありますけれども、一番このキャトルをどうするかということに対しては、1日の委託料金じゃないかと、こう思うわけですが、この飼料の高騰下での委託料金が、ほかの施設あたりはそのままなのか、

幾らか変わっているのか、その辺の資料があったらお尋ねしたいと思います。

それともう1つ、ある程度キャトルをつくるときには目標頭数というのを掲げてつくっているとありますが、その頭数がほかのところ、キャトルのあるところが計画どおりにいっているのか、やっぱりこういう変化のもとで幾らか減りつつあるのか、その辺の情報があつたら、その辺も含めてお尋ねいたします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

1点目の1日の委託料ということでございますけれども、私の手持ちの資料でお答えいたします。

J A 壱岐市のほうでのキャトルステーションにつきましては、昨年まで1日1頭当たり540円で行っていました。本年度につきましては、1日1頭当たり600円ということでお聞きをいたしております。それから、もう1カ所はJ A ごとうのほうのキャトルでございますけれども、これにつきましては、1日1頭当たり560円ということで、本年度につきましても同じ料金ということをお伺いしております。

それから、もう1点が目標頭数、これは一応うちのほうでは繁殖雌牛の飼養頭数というようなことでお答えいたしたいと思いますけど、先ほど最初に言いましたJ A 壱岐市のほうでは7,000頭ほどおります。これが幾らか増頭いたしております、7,100頭ほどだというようなことでお聞きをいたしております。J A ごとうのほうでは、大体4,000頭を超えるぐらいで推移しているというようなことで、横ばい状態の飼養頭数だというふうにお聞きいたしております。

以上です。

○2番（山口 巖君）

私の聞いたところ、大概計画どおり、五島も壱岐のほうもいっているかなと思っておるところでございます。今現在、太良町の頭数はどのくらいなのか、ちょっとそれを最初お尋ねします。

○農林水産課長（高田由夫君）

太良町内の繁殖雌牛につきましては、約800頭ほど飼養されております。

○2番（山口 巖君）

やはりキャトルに対しては、頭数の違いというのが一番ネックになるかと、こう考えるわけですが、この頭数の違い、そしてまた物すごく重要なのが、運営母体をどこにするのかというのがはっきりしないと、なかなかキャトルに対しての話も進んでいかないじゃないかと、こう考えるわけですが、町長の答弁の中にもありましたように、つくったけれども、利用者が余らないと、こういうことではどうしようもありませんので、部会の青年部と話し合いを行っているという課長の答弁でありますので。しかし、この振興策とい

うのがある間に、やはり青年部を中心に話し合っただき、太良町に合った支援体制ができないものか、可能なものか、その辺の長い意味ではありますが、考えをお尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

まず、今議員おっしゃるとおりに、町内にある農業施設につきましては、総論は賛成、各論反対ということで、大変維持管理が厳しいという状況にあります。私もこれは、話としては太良町の将来の畜産については非常にありがたいことだなどと思っておりますけれども、いまいち畜産農家のそういうふうな意気込みが見えてこないことということで、せいぜい8割以上の方の同意が必要であるということを考えております。

先ほど担当課長から申しましたとおりに、壱岐では7,000頭、あるいは五島では4,000強というふうな施設ということでございますけれども、うちの場合は800頭しかおらんということで、よそと同じ規模でつくらんでもいいじゃないかと、800頭なら800頭の規模に合わせたキャトルが必要じゃないかというふうに思っております。もし青年部の意向等々で絶対やるというふうなことであれば、当然これはもうキャトルだけじゃなくして、堆肥のストック場も附帯工事という形でつくらにゃいかんじやろうというふうに思っております。

一番私が頭の中でこれと思うのは、運営母体はどうするかということですよ、最終的には。だから、そこら付近を今後話し合っ、どういうふうな運営でいくか、今後検討をする必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（山口 巖君）

町長が申しますように、やはりこの運営母体が一番大きな問題であろうかと思えます。これをですね、やっぱり一つ一つ小さなことも話し合っただき、青年部あたりとしてもやっぱり地域に合った支援体制が何とかできるよう努力をしていただきたいと、こう考えるところであります。

2番目に、肥料等施設園芸燃料の高騰対策についてであります、今年度は補正予算で県、町とも取り組むというような格好になっているようですけれども、県、そしてまた町の18,458千円と、こういう報告でありましたが、町、県の経費、それと内容、どういうふうなとに主に助成するのか、その辺をお尋ねいたします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

18,458千円の内訳でございますけれども、県費3分の1、14,199千円、町費が10分の1で4,259千円、合わせて18,458千円でございます。それと、内容でございますけれども、これにつきましては、三重カーテン、二重カーテン、循環扇、それからヒートポンプ、4段サーモ、各園芸のハウス関係に必要な施設でございますけれども、これの総事業費が42,602千円

ほどございます。それに対しまして、県3分の1、町10分の1の合計で18,458千円という補助を計上いたしておるところでございます。

以上です。

○2番（山口 巖君）

はい、わかりました。この施設園芸の燃料と化学肥料の使用量を2割以上カットすれば、農家グループに増加分の2分の1を補てんする、こういうふうな説明でありましたが、施設の燃料費というのは、今も課長が答弁しましたように、二重カーテン、ヒートポンプ、エアカーテン等で対応でき、また、長期間使用できるんじゃないかと、こう考えるとこころでありますけれども、この肥料の2割カット、こういうことになると、やはり窒素肥料を落としては収量が乗ってこない、こういうすぐさま結果が出てくるということで、やはり今、堆肥の話が出ましたが、堆肥施設の要望が大分大きくなるんじゃないかと、こう考えるとこころであります。

今現在、そしてまた食の安全・安心を求められるところの中で、エコファーマー、そしてまた減農薬、そしてまた有機肥料と、こういうふうな格好ですと農業経営が移行しておりますので、この堆肥の要求度というのが物すごく近年高まるんじゃないかと、こう考えるとこころであります。その辺の考え、今、牛だけじゃなくて、やはり90ちよつとの畜産農家がありますから、ブロイラー、あるいは豚あたりの生産者の方々とも話し合つての施設づくりが重要じゃなかろうかと、こう思うわけですが、その点の話し合いの用意、また考えあたりをお尋ねいたします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

肥料の高騰の状況ということでの堆肥の有効利用というようなことの御質問だと思いますけれども、やっぱり肥料の高騰、現在の状況では耕畜連携による堆肥の有効利用が一番重要だというふうに思っております。それで、利用する農家がどのような堆肥が必要なのか、その辺の意見を聞きながら検討していくというようなことが大事だと思います。

それから、利用する農家自身の自己責任といいますか、原則あたりを考えていただいて、あるいはもう総合的な利用の仕方を今後検討していくのか、その辺は先ほどちょっと町長のほうから、堆肥の附帯施設としての堆肥施設とかというようなことも答弁に出ましたので、いろいろ考え方があろうと思いますけれども、耕畜連携というようなことが一番重要だというふうに考えております。

○町長（岩島正昭君）

ちょっと補足します。

確かに今から先は、畜産農家が約90戸ございますけれども、これにはブロイラー、養豚、それから牛ふん、3種類ございます。これは、ミカンについては豚ふんがいいとか、あるい

はアスパラについては鶏ふんがいいと、おのおのの利用者の要望等もございますので、これは大型のストック場をつくった場合に、果たしてそれがはけるかというふうなことも懸念されます。だから、できるだけ耕畜連携型の、畜産農家と農業の方がタイアップして、自分たちで自己責任でその堆肥を処理するというふうなことでないと、大型をつくった場合には、これはあとの環境問題云々も出てきますから、できれば耕畜連携型の農家のタイアップで計画をしてみたらというふうに私自身は考えておるところでございます。

以上です。

○2番（山口 巖君）

最近、農業というものは、生産の多様化ということでどんどん広がっておるところでございますので、それに伴って堆肥の多様化もまたふえてくると思います。と申しますのは、やはり作付品種が変わると堆肥の内容も変わってくると、こういうふうな結果になろうと思います。そうした場合には、あれをこれをと要望もまた大きくなるかと思えますけど、やはりこういうキャトルにせろ、堆肥の施設にせろ、今、課長がちょっとだけ申しましたけど、やっぱり要望するとなれば、ある程度の運営母体が自己責任原理といえますか、自己責任原則をもう一遍しっかりと町と、また運営母体と話し合ってくださいね、つくったが、これは大ごとだと、こういうことがないように、今厳しい財源の中でもありますので、しっかり一つ一つ話し合ってくださいとお願いしたいと思います。

これをもちまして農業関係の質問は終わらせていただきます。

次に、2点目の火葬場の建設計画検討委員会の取り組みについてであります。町長の考えをお尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

2点目の火葬場建設計画検討委員会の取り組みについてお答えいたします。

1番目の地元との話し合いの内容についてであります。平成20年7月27日に、杉谷区と火葬場建設計画検討委員会及び町執行部との協議を杉谷区公民館で行っております。その協議の内容といたしましては、委員会から先進地視察報告などがあり、また、私からも杉谷区には長年迷惑をかけ、御心配等を、御心痛をかけておりましたけれども、どうしても現在の火葬場付近で無煙無臭の近代的な火葬場を建設したいので、御理解を賜りたいとのお願いを再度いたしましたところでございます。

その後には区のほうから質疑応答等がありましたけれども、杉谷区としては、この場では回答できないので、区民と協議をし、追って回答するとの回答を得ております。で、後日の8月5日に杉谷区長と役員の方が来庁され、火葬場の建設については、現在地周辺での建設を条件つきで承諾しますとの報告を受けておるところでございます。条件につきましては、まだ区としてまとめていないので、後で文書として提出するので、それも町に対して文書で回答してほしいとの要望がっております。

また今回、杉谷区が条件つきとはいえ、現所在地周辺での火葬場建設を承諾していただいたので、町としても速やかに火葬場建設を進めてほしいと述べられております。町としても杉谷区から御承諾をいただいたことに心より感謝を申し上げまして、同意の条件につきましては、誠心誠意杉谷区と協議をしてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、2番目の太良町の今後の考え方についてでございますけれども、火葬場を現所在地より東のほう、いわゆるJRのほうに移転して、杉谷区から建物が見えない位置にと考えておるところでございます。

また、今後の検討委員会の委員に杉谷区の方、それと栄町の代表者の方々それぞれ2名ずつ加わっていただき、火葬場周辺の地権者の方々及び近隣の皆様に御説明会等を開催できるように今準備を進めているところでございます。今度、委員会を杉谷区、あるいは栄町区並びに議会と協議をしながら、火葬場の建設を進めてまいりたいと考えております。

杉谷区の要望等につきましては、せんだっての議会でも申し上げましたとおりに、高額な要求、いわゆる過大な要求については町としてもできないと。ある程度の要望については、議会の皆さんたちと御相談をしながら、極力要望に沿うような形で検討しますというふうな回答をいたしております。

以上でございます。

○2番（山口 巖君）

検討委員会ということで結論を出し、杉谷地区もある程度前向きに検討いただいたということで、大変努力の結果だと感謝するところでございますが、1つだけ、検討委員会が多分杉谷地区に説明とかお願いに行ったと思いますけど、その辺の行った日と、全員で行ったのか、何人ぐらいで行ったのか、担当課長、その辺の数、人員がわかっていたら、その辺をお尋ねいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えいたします。

現在、検討委員会のメンバーが9名いらっしゃいます。その9名の方と、町側としましては、町長、副町長、担当課で杉谷区の協議会に出席しております。

以上です。

○2番（山口 巖君）

と申しますのは、やはり委員会の方が全員出席していただいて、そしてまた、直接委員の皆様が杉谷地区の方々の今までの苦しみ、痛みというか、心の苦慮といえますか、そういうものを直接聞いていただきたいということで今質問したわけですがけれども、幸いにして全員の委員がいろいろ意見なり苦情を聞いていただいて、幸いなことだと、こういうふう考えております。

長年、今、建設してから五十二、三年になると思います。31年ということでありましたの

で。それを考えてみますと、やはり長い間、杉谷地区の皆様は、もう数えますと親子3代、親子4代あたりあそこに住んで、こういう目に遭ってきたということもあります。そしてまた、私の友人のお父さんが——杉谷ですよ——もうあそこに家をつくったけん、孫の代まであそこにおらんばどがんしゅうもなかと。こういう話も昨年されたこともありました。本当に何と答えていいかわからないで、じっとしていたわけでございますけれども、町長の委員会の立ち上げ、そしてまた現地の視察、そしてまた杉谷部落との交渉と、一つ一つ前を向いて、杉谷部落の苦しい胸のうちのうちを一つでも解決していただきますようお願いいたしまして、この問題の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（坂口久信君）

質問の途中ですけれども、昼食のため暫時休憩をいたします。

午後0時9分 休憩

午後1時17分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

4番通告者平古場君、質問を許可します。

○3番（平古場公子君）

議長の許可を得ましたので、通告書に従って質問をさせていただきます。

多良保育園問題が新聞紙上で大きく報道されましたが、町としてこの問題にどう対応されているのか、質問いたします。

○町長（岩島正昭君）

平古場議員の多良保育園問題についての質問にお答えいたします。

新聞報道にもありますように、多良保育園の保護者の方々から園児の安全性等についての請願書がっておりますので、保育園へその旨要請を行い、それに対する園からの回答を受けて、保護者へ園からの回答や、町や県の取り組みの経過等について説明会を開催し、問題解決に向け現在取り組んでいるところでございます。

細部については、また質問についてお答えいたします。

○3番（平古場公子君）

私は、ことしの5月、多良保育園のお母さんたちから、このような署名、捺印をした要望書いただきました。子供を育ててきた一人の母親として、私たちの気持ちをわかってほしいですという内容が切実に書かれております。しかし、この問題ははっきり言って、非常に難しい問題だと認識しております。せめて認めてもらえるならば、この議会で一般質問をさせてもらって、町民の方にもぜひ知ってもらいたいという思いで通告書を提出しました。執行部の方は大変動揺されたと思いますが、町として答弁できる範囲内で結構ですので、よろ

しくお願いいたします。

まず1点目、この問題の経緯及び町の対応はどのようなものであったか、お尋ねいたします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

多良保育園については、現経営陣と旧経営陣との確執を背景に、園の運営や通園路、園地の所有をめぐる両者の対立が長い間続いていること、それから園舎移転や通園路の問題について十分な説明がなされないなど、もともと現経営陣に対する保護者の方々の不満があったことに加えて、本年3月に保育士を解雇したことや、6月には訴訟に係る和解に基づいて、通園路であった階段を保護者から残してほしいとの要望があったにもかかわらず、撤去したことなどをきっかけに、保護者の多良保育園に対する不信感が高まっている状況にあります。

町では、こうした状況の解決を図るとともに、子供たちの保育が一日たりとも欠けないよう、これまで県とともに多良保育園や保護者などの話し合いを重ねてきたところであります。また、階段の撤去に際しましても、保護者の方から緊急時の避難路として残してほしいという要望がありましたので、まず土地の所有者にお願いに行き、残してよいという承諾をいただきましたので、その足で園のほうにもその旨報告に行きましたが、結果としては撤去されました。町としては、現在の多良保育園は子供たちを預かる保育園として保護者の信頼を十分得ることができないものと認識をいたしております。

以上です。

○3番（平古場公子君）

次に、2点目に多良保育園に対する県の指導監査が入りましたが、その結果はどうだったのか。また、監査では多良保育園のどういう点が問題とされているのか、お尋ねいたします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

7月25日に県のこども課、地域福祉課による監査が行われて、帳簿や通帳類を初め、関係書類を確認するとともに、通園路や避難路の確保など、子供たちの安全をどう確保し、保護者への説明責任をどう果たし、保育士との信頼関係をどう構築し、さらには今後の保育所をどう運営していくのかといったことについて、理事や園長に対する聞き取りが行われております。

県の監査では、現在の多良保育園は保育サービスの面では一定の水準が保たれているが、運営面については園の運営について保護者の不安や不信が存在し、また、保護者の信頼を得ようとする努力も十分とは言えない。苦情解決の仕組みについての周知が行われておらず、また処理方法が不適切である。解雇予告の期限を過ぎてからの解雇や45歳での一律昇給停止など、職員処遇の不適切な処理が見られる。元園長との訴訟費用などについて適正な会計処

理がなされていないなど、児童福祉施設の最低基準を満たしていない項目があるという指摘がっております。

特に問題とされた点につきましては、保護者からの苦情などに対する説明責任が十分に果たされておらず、信頼を得ようとする姿勢に欠けている点や職員処遇が適正に執行されていないという点でありました。このため、県では、多良保育園に対し苦情処理体制や園の運営、保護者への十分な説明の実施、経理の修正等についての改善結果を8月29日までに回答するよう求められたところであります。

○3番（平古場公子君）

3点目、県の指摘に対する多良保育園の回答はどのようなものだったのか。また、園の回答について県や町の見解はどうか、お尋ねいたします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

8月29日に提出された多良保育園からの回答では、苦情処理の対応や会計処理などについて一定の改善がなされたものの、保護者への説明や職員処遇などについては実施時期や具体的な内容などが示されておらず、なお不十分なものとなっています。

今回の回答を見る限り、県や町が最も強く求めていた保護者との信頼関係の回復に向けての改善が十分なされたとは言いがたいと考えております。県では改善結果の確認調査を行われており、なお改善が認められないと判断される場合は、期限を設定して、必要な改善を勧告するとともに、保護者への経過説明等を行うなどを検討されていると聞いております。町といたしましても、多良保育園には指摘事項について誠実に対応してもらいたいと考えているところでございます。

以上です。

○3番（平古場公子君）

保育園は子供たちが生まれてから初めて経験する共同生活の場だと思います。いい思い出をたくさん残して、小学校に入学させてあげたいというのが園の願いでもあり、特に先生方の願いでもあることは言うまでもありません。しかし、今の多良保育園の状況から考えれば、決していい思い出ばかりじゃないと思います。教育の基本というのは、ある程度は保育園で学ぶものだと思いますが、逆に幼児教育を妨げているのではないのでしょうか。綱を張ったり、階段を壊したり、大の大人で人望も厚く、教養のある人たちが何でここまで罪のない子供たちを巻き添えにするんですかと言いたいです。こういうことは絶対あってはいけないと、世間の人たちの声も聞きます。

そこで、この問題は教育の一環として取り組むことも必要じゃないかと思うんですが、教育長いかがでしょうか。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

保育所は言うまでもございません。小学校に入る前の子供たちの育ちの場であり、かつまた学びの場でもある非常に重要な場所でございます。本年度改正をされました新しい保育指針におきましても、養護及び教育を一体的に行うという保育所における保育の特性を生かしつつ、常に保育の内容や方法を見直し、その改善向上が図られるようにするとされておるところでございます。保育所が幼児教育に果たしている役割は極めて重要なものでございます。

教育委員会といたしましても、大人たちの争いが子供たちの保育や教育に悪影響を及ぼすことがないように、一日も早い多良保育園の正常化ということを図るべく、私たちも及ばずながら協力をしていきたいと、そのように思っているところでございます。

以上です。

○3番（平古場公子君）

次に、解雇の問題について質問します。

ことしの3月31日をもって2人のベテラン保育士さんが解雇されています。この件について私も相談を受けました。3月3日、いつもと変わらず家を出ていったと。ところが、夕方帰ってくるなり、いきなり泣いたと。「何したつね」とお母さんが尋ねたら、今月で多良保育園の園長先生がやめてくいろて言いんさつたと。そしたら、「何か子供にけがばさせたね」と言いましたら、何でんしとらんということで、もう泣きじゃくってどうにもならなかったと。私は多良保育園に勤めたいと、子供たちと別れたくないと、余りにも泣くもんですから、お父さんがもうどうあんなと、7年も勤めてきたもん、ちょっと休めと、それから今後のことは考えてよかたいねと涙ながらにお父さんが言われたと。その晩、みんなで泣いて一睡もしなかったということを相談を受けました。

園には園の方針があることはわかりますが、まだ30代の保育士さんを解雇して、しかも、町外から雇われている。町民の採用が優先されるべきじゃないかと思いますが、町長いかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

民間保育園における職員の採用に当たりましては、それぞれの権限で採用されているものであると思っております。しかしながら、町としても保育所に限らず、町内の事業所に対しては町民の雇用の確保へ全面的に協力を呼びかけているところでございます。町内建設業におきましても、下請業者等については極力町内業者を雇用するように指導もいたしているところでございます。

以上でございます。

○3番（平古場公子君）

これだけ保護者側からの不信任の気持ちが強くなった今、我々行政側としても傍観しているわけにはいかないと思います。これから多良保育園の問題を解決していくためには、町としてどのように対応していかれるつもりか、お尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

現在のところ、代替の通園路が確保され、子供たちの保育を安定的に改善されていますが、保護者や保育士たちから県や町に対して、現在の経営陣の対応について不満などが寄せられている現状でございます。町では、多良保育園が県の監査指摘事項に従って改善策を誠実に実行し、町民が安心して子供たちを預けることができるよう、引き続き保護者や保育士、多良保育園がしっかりと話し合える環境づくりに向けて県とともに多良保育園を指導していきたいと考えているところでございます。

○3番（平古場公子君）

先日、多良保育園の役員さんから、そんなに多良保育園にやりたくなかったら、ほかの園にやってくださいと言われましたけど、保護者の中には、例えば、別の施設を利用して保育を行うなど、新しい受け皿をつくってもらいたいと思っている人もいます。町として新しい受け皿をつくるつもりはないのでしょうか、お尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

保育の新しい受け皿をとという議員の御指摘であります。例えば、児童館などで保育を実施する場合には、一定の水準で保育するための設備や保育士の確保に加え、給食の実施をどうするかなど、解決すべき課題がたくさんあります。また、民間においては認可外保育施設を運営するとした場合でも、補助金がないため、保育料負担がふえることや保育サービスが十分ではないなどの課題があり、いずれにしてもそれ相当の時間と経費が必要になってくると考えられるところでございます。また、8月11日に行われました県の監査結果の保護者に対する説明会において意見があったように、保護者の真の思いは関係者の感情的な対立に巻き込まれることなく、引き続き多良保育園に預けたいということにあらうかと思えます。町としては、多良保育園の正常化こそが現実的かつ根本的な解決方法であると考えていますが、どうしても多良保育園以外での保育サービスを望む保護者の声が強くなり、多数を占めるようになるのであれば、そうした声に対して町としてどういった対応をすべきか県と協議をしながら、今後検討することになるかと思えます。

以上です。

○3番（平古場公子君）

平成19年度の委託料を見てもみますと、多良保育園には年間約20,000千円弱の補助金としての支出があります。一般財源からの支出であり、町民の方々の税金で補てんされていると言っても過言ではありません。周囲の方々や保護者の方々の意見、要望を謙虚に受けとめ、健

全経営改革を真剣に考えて、要望書にありますように、園の組織を改革することによって、何のわだかまりもなく、園庭が使用でき、通園路、境内も通ることができると思っています。保護者のほとんどの方がその組織改革を強い決意を持って要望されております。伸び伸びとした保育を心から請願しておられます。我が子の安全を願わない母親はいません。動物だって、我が子を守るためだったらきばを向けて飛び込んできます。多良保育園のお母さんたちに一日も早く笑顔が戻り、今回の出来事も笑って話せる日が来ることを心より願って、私の質問を終わります。

○議長（坂口久信君）

5番通告者末次君、質問を許可します。

○9番（末次利男君）

議長の許可を得まして、2項目について質問いたします。

まず、1項目めの第1点として、遊休財産の有効活用について質問をいたします。

目的と機能を終えた財産が点在していると思いますが、民間譲渡を含めた有効活用の方法は考えていないか。

2点目、固定資産未登記対策について。

急激なインフラ整備を進めてきた負の遺産であると思います。行政区を中心に強い要望と地権者の同意を得て事業実施をした結果であり、責めることはできないと思います。そしてまた、何の解決策にもならないと思います。今後、この相続登記というのはいわゆる人と時間をかけて粘り強く1件ずつ解決するしかありません。これまで大事な業務を臨時職員1人に頼ってきたことが問題であると思います。この際、業務を委託するか、体制を強化するか、急がないと混迷を深めるばかりだと思っておりますが、方針転換の考えはどうか。

3点目、金融資産の管理運用について質問いたします。

一般会計8基金、特別会計3基金、定額運用3基金については、目的に沿った適切な管理運用がなされていると思っておりますが、状況についてお尋ねいたします。

4点目、消防施設等の実態についてを質問いたします。

防火水槽143基、これは19年度決算の状況でありますけれども、消火栓183基が設置されております。地域は地域で守るという崇高な考えのすばらしい伝統であり、まさに住民自治意識の原点であると思います。しかし、現状では所有権移転登記がなされていない施設が多く見受けられます。その原因は分筆登記にかかる費用負担が足かせになっていると思うし、放置すれば大変な問題が発生しかねないということから、対策が急がれていると思っておりますけれども、どのような対策をなされるのか。

5点目、その他法定外公共物の管理状況について。

法令で縛られない公共物については、2005年にすべての法定外公共物は財務省から地方自治体に無償譲渡がされておりますが、実態をお尋ねいたします。

以上、1項目の5点についてを質問いたします。

○町長（岩島正昭君）

末次議員の1点目の1番目、遊休財産の有効活用についてお答えいたします。

町有財産には行政財産と普通財産がありますが、そのうち普通財産については町が一私人と同じ立場で所有し、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与もしくは出資の目的とし、また権利を設定することができることとされております。この普通財産のうち、利用目的がない財産、または現に利用していない財産、いわゆる遊休財産につきましては、公有財産有効活用検討委員会を設置し、売り払い処分することを検討しているところでございます。

売り払いの方法につきましては、昨年12月に太良町普通財産売払要綱を策定し、売り払いを公平かつ公明に行うため、審議会を重ねているところでございます。遊休財産には、すぐにも売り払いが可能な土地や分筆登記等を行えば処分可能になる土地のほか、今後も活用方法について検討を要する土地があり、まずは売り払いが可能な土地から順次売り払いを行ってまいりたいと、かように思っているところでございます。

次に、2番目の固定資産未登記対策についてお答えをいたします。

平成19年度に所有権移転登記62件、分筆登記59件、表示変更登記18件、その他地目変更、抵当権抹消登記など、件数にいたしまして220件、筆数にして66筆の登記が済み、平成19年度末の未登記は約660筆となっております。年間7筆程度の登記ができておりますが、道路改良事業等、毎年かなりの件数が発生しているため、未登記の件数はなかなか減らない状況にあります。登記業務の担当部署を今年度から建設課に移し嘱託員で行っておりますが、進捗率を上げるためにも、嘱託員の増、あるいは職員の配置など今後検討してまいりたいと考えております。

次に、3番目の金融資産の管理運用についてお答えをいたします。

金融財産は現金、預金、有価証券等の形で保有する資産であります。公金預金といたしましては、まず運用資金として一般会計、特別会計合わせて8月末現在高539,976千円を安全な決済用預金で管理運用しております。また、基金につきましては、全会計総額4,886,225千円で、うち決済用預金3,514,967千円、構成比72%、定期預金額673,375千円、構成比14%、国債保有額697,883千円、構成比14%で管理運用しております。

平成17年4月1日からペイオフ全面解禁となり、金融機関が破綻した場合、通常1金融機関で元本10,000千円とその利息までは保証されますが、10,000千円を超える金額については保証されなくなり、従来の定期預金については縁故債借り入れと相殺できるものを除き、元本が保証される決済用預金で管理運用いたしております。

国債については、安全かつ有利な公金管理ということで、中期財政計画等を踏まえ、2年満期の債券を購入いたしております。今後、満期が到来した時期においては、そのときの金融情勢や基金積み立て状況を見ながら検討したいと思っております。

地方自治法で歳計現金は最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。基金は特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとなっております。このため、金融機関の経営状況についての的確に把握していくことが今後の管理運用について最も重要であると考えております。

次に、4番目の消防施設等の実態についてお答えをいたします。

消防施設は、現在、消防格納庫兼詰め所が26カ所、防火水槽が143カ所、消火栓が183カ所あります。消防格納庫兼詰め所及び防火水槽の設置につきましては、地元で用地の確保から建設まで行い、工事完了後、建設費用の一部を町で補助いたしております。また、施設の維持管理についても、地元をお願いしている状況でございます。今後も地域の協力を得ながら、住民の生命、身体及び財産を守るために消防力の確保に努めたいと思っております。

次に、5番目のその他法定外公共物の管理についてお答えをいたします。

法定外公共物、いわゆる里道、水路につきましては、現在、町内全域における占用物件の位置特定調査を行っているところでございます。この調査結果をもとに、里道、水路を占用されているすべての方に対し、平成21年度中に占用許可申請書の手続きをとってもらうように予定をいたしております。また、占用物件の中で、用途廃止しても差し支えない里道または水路、いわゆる機能を有していない施設ですね、の払い下げの希望がある場合には売却をしたいと考えておるところでございます。

以上です。

○9番（末次利男君）

ただいまの答弁の中で、この遊休資産については、有効活用検討委員会というのを立ち上げて検討しているという状況でありまして、当然、行政財産は普通財産になしてから民間譲渡という手順になろうかと思っておりますけれども、以前にこの質問をしたことがありますけれども、特に遊休資産として目立つのは旧病院の医師住宅ですね。ここはもう既にそういった質問もいたしておりますけれども、そこは行政財産から普通財産に手続は完了されたんでしょうか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まだ完了いたしておりません。

○9番（末次利男君）

この検討委員会の中で、今後、遊休と認められる、いわゆる用途がはっきりしていない物件というのがどのくらいあるのか、この検討委員会で積み上げた物件あたりはどのくらいありますか。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

遊休財産というとならえ方で若干数字的なものは違ってくるとは思いますけれども、今のところ処分可能な町有地ということで考えておりますのは、とりあえず今のところ6筆ございまして、地積で1万3,628平方メートルということで考えております。

そして、そのほかの土地についても、今現在貸し付けをしている土地とか、それぞれその土地についていろいろな条件がございまして、早急に売れる土地ということではございませんので、そこら辺を順次解決しながら、遊休財産については売り払いをしていくということで考えております。

以上でございます。

○9番（末次利男君）

今回、県が示されている遊休財産の売り払いということで、新聞の折り込みに二度か三度か来ましたですね。そういったことで、県も、もちろん国もですけども、歳入戦略として遊休財産を処分するということは、一時期はタブー視されておったという時代もありましたけれども、今の状況から見れば、必要でない土地は売却して民間に活用していただく、必要な財産は購入するといっためり張りをつけた政策というのが大事になってくるとは思いますけれども、今、筆数だけで6筆分が売り払い可能だという、1万3,600平方メートルですかね、そういったことですけども、その箇所としては明言できますか、6筆の箇所。

○財政課長（大串君義君）

先ほど申しました6筆につきましても、若干あと条件をクリアしなければならない土地というのもございまして、1つは病院の前の旧交番跡地、それと旧消防太良分署の跡地とか、中山窯業場の跡地ということで、以前窯業場が営まれていた跡地ということ、それとあと中山分校の跡地も一応上げてはおりますけれども、あそこには太良町のウエザーステーションがありますので、そのところの分を分筆して売るかどうかというところもちょっと今後検討していかなければならないということで、なかなかいろいろありまして、早急に売らなったら太良交番跡地とか旧消防太良分署跡地等がすぐにでも手をつけて売り払いできるんじゃないだろうかということで考えております。

以上です。

○9番（末次利男君）

交番跡地、分署跡地、これが早急な対応ができるということですが、いずれにしても、医師住宅についても早目に、用途がもう目的を終えておるわけですよ。新しい医師住宅というのはできておりますので、ああいう古い住宅に住まれないという思いがしておりますので、ぜひそこらはこの検討委員会で早急な対応ができるものについては、そのような対応をして、特に今回、町長の公約としても定住対策ということを打ち出されておまして、そういった大浦地区については土地を分譲されたということもありますけれども、今回は現金給付という形でされておりますので、ぜひともそういう民間で有効活用できる部分については、税収

も入ることだし、そういったことをぜひ進めていただきたいと思います。

それと、もう一、二点、考え方について質問いたしますけれども、従来、瀬戸の保育型児童館、これも目的を終えている資産だろうと思います。それともう1点は、老人センターは一部まだシルバー人材センターの事務所として、玄関の入り口だけ使われておるという実態であります。この夏場については、社協で行っているたけのこの里の事業をされておった関係もあって、一部使っていたという状況でありますけれども、何かアスベストというふうな話も出たし、現在では使っていないという話もされておりますが、そこらの考え方としてはどうとらえておられるんですか、お尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

その前にちょっと前段として議員御質問の答弁に補足をいたします。

町内の遊休農地につきましては、ほかに畑田の、前田病院の横の九電跡地等々もあります。今後、多良岳公園線が地域振興策でことし大体用地の補償等々ができれば、あと家屋の移転というふうになりますから、そこら付近も町民の移転の皆様に対しても、早急に売り払い用地の単価なり、あるいはまた場所等についてはある程度お示しをしていかなければいけないというふうに考えております。

それと、今御質問の老人センターの件につきましても、あれは相当な老朽化をいたしておりますし、例えば、あれを仮にシルバー人材センター等々にお貸しをした場合に、管理責任等々が町に起きますから、あれは中のほうに入ってみても相当老朽化しておりますから、解体の方向で検討せにゃいかんだろうと。そして、あとの底地につきましては、どういうふうになるか、当分の間は処分の方法が決まらない場合は、太良獄神社のお祭り等の駐車場とかなんとかに御利用していただければというふうに思っております。

あとは多良児童館の件につきましては、以前、瀬戸のお寺の方とか、あるいは今小城に在住の方等の寄附等がございまして、それは昭和41年度でございまして、児童館をつくるのであれば寄附をしたいと。これは条件付きの寄附でございまして、無償で寄附をやるということではございまして、皆さん御存じのとおり、幼稚園の機能というのが廃止になって、平成16年の5月には無償で返還してくださいと、いわゆる寄附の条件を達していないということで、無償で返還してくださいというふうな要望等がっております。建物自体が築41年過ぎておるわけですね。それで、地元の老人会とか婦人会、あるいはPTA等々について、利用はどうしますか、そこら付近を使いますかという要望等々を集約して、もう瀬戸公民館の新しいところで使ったほうがましというふうなことでございましたので、まずは取り壊しをしてお返しするということになれば、解体費がもう相当、何百万円とかかります。だから、お寺のほうさんが今のままで家込みで返してもらってもいいですよとおっしゃれば、そちらのほうで、建物込みでお返しをしたいというふうなことを考えております。

以上です。

○9番（末次利男君）

考え方としてはわかりました。太良町は一回非常に痛い目にあっているというのですか、かつて焼却炉を放置しておいた関係で、相当の解体費を積まなきゃならなかったということもありますので、不要と、今後活用が難しいということであれば、それなりの対応を早くしてやるべきだというふうに思いますので、ぜひともその辺は検討委員会で再度煮詰めていただきたいと思います。

次ですけれども、未登記解消問題につきましては答弁の中にありましたし、職員体制を整備して、これから強力に登記関係を推進するということでもありますので、これはもうこのくらいにさせていただきます。

次、金融機関の件については、ちょっと聞き取りづらかったということで、ちょっとメモはしておりませんが、まず最初に、会計責任者である、要するに三役の人事ですね。収入役が廃止されたということで、20年度から廃止をされておりますけれども、そこらでふぐあいといいますか、全くそういうことは、収入役がおられないからということで、そこらの会計責任者は今会計室長ですね、そこらの状況をまず教えてください。

○会計管理者（坂本 豊君）

今現在は前の収入役の事務的なことはほとんど大体一緒にやっておりますので、特別ですね、文書などは三役の権限でありましたけど、伝票関係は私が見て、収入役が最終決裁して、ほとんど一緒でしたから、今とそう変わりはありません。

○9番（末次利男君）

私たちも18年やったのですかね、長野県の下條村に視察に行ったときは、そのとき既に収入役室そのものもないという状況でされておりましたし、そのかわりはどこがしているんですかと聞いたら、それは財政のほうで一貫してやっているということを言われたし、今回、戸惑いもあったかなという感じはしますけれども、スムーズに移行しているということですので、一安心しております。

そういったことで、今回、いわゆる運用状況については安全な決済預金とか縁故債と相殺される定期預金、あるいは国債ということで運用しているということですが、ちょっと聞きづらかったけんあれですけれども、国債の運用額は幾らですか。

○会計管理者（坂本 豊君）

現在、8月末現在で額面で7億円購入しております。利率は0.5%の利率で購入をしております。

○9番（末次利男君）

今、非常に町民の方々が交付税も少ない、基金も減っているという悲観論というんですか、そういった論が結構耳にする、太良町も大変だろうという言葉が言われますけれども、実際今回19年度の決算書を見てみましても、8基金あるわけですが、一般会計の基金総額

は40億円ということで、前年対比3億円のプラスですね。基金の積み増しができていると。それと、定額運用基金、基金すべて13基金を入れますと5,069,000千円という金額をストックされているということで、非常に財政的にやりくりをして頑張らせていただいているということが数字で裏づけされるわけですがけれども、その中で特に基金管理について二、三点質問させていただきますけれども、下水道基金、これは目的基金でございますので、いわゆる汚水処理率を高めるための目的基金として積んだわけですがけれども、いかんせん、いろんな諸事情からなかなかそこに転化されないという事情もありましようけれども、今後、漁排についての起債総額はどれぐらいになりますかね。返済してしまうまでの総額は計算されておられませんか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

償還計画でいきますと、平成42年までに残りが471,846千円ほどになっております。

以上です。

○9番（末次利男君）

ほとんど起債償還については基金対応をされているという状況だと思いますけれども、470,000千円、今のところ下水道基金が744,000千円という基金がありますけれども、幾らかでも汚水処理率向上に向けた対応ができるという見込みはありませんか。この問題については、県下でも一番悪い、汚水処理率20%ぐらいですかね、一番悪い状況でありますので、やっぱりこれはもう無理なことはできないと思いますけれども、せめてそういう気持ちだけは進めていかなければならない課題ではないかと思っておりますので、そこらはどういうふうな課長の判断ですか。

○町長（岩島正昭君）

後だって私の不足するところについては担当課長が説明しますけれども、さっきお話ししましたとおりに、現在、下水道基金があと470,000千円何ぼということで、この分につきましては、竹崎の処理場の返還金に全部充てなきゃいけないということでございます。あと、こういうふうな下水道の処理運営については、従来から各集落で単独型の合併浄化槽を奨励したいということを申し上げておりますから、あと今後資金繰りをどうするかということも今後も財政ともほかの基金、また積立金等も模索をしながら、何とかこれはしていかにやいかんというふうに思っております。

以上です。

○9番（末次利男君）

そこらはやくりをして何とかひとつ少しでも進捗が図れるように努力をしていただきたいと思っております。

それと、公共施設整備基金ですがけれども、今年度中に145,000千円の積み増しをされてお

りまして、これも710,000千円積んでおられるわけですけれども、中期財政計画の中で公共施設整備を考えている金額あたりは具体的に積み上げはされておりますか。

○財政課長（大串君義君）

確かに中期財政計画では基金を大変重要な歳入源ということで、取り崩しを行いながら事業をするように計画をいたしております。ただ、公共施設整備基金に頼って事業をしていかなければならない事業というのは、いろんな形でいろいろ今後出てくるかなというふうに考えております。例えば、火葬場建設の経費に充てるとか、基金にその分が出てくるのかなというふうに考えておりますし、小・中学校の耐震診断とかもろもろ、今ちょっとぴんと頭には浮かんできませんが、いろんな橋梁ですかね、町道にかかる橋梁の耐震化とか、あとちょっと今思い出せませんが、結構一般財源が必要になる事業というのが今後メジロ押しになるかなと。例えば、給食センターも老朽化しているし、その分の義務教育債を活用しての事業になるかと思っておりますけれども、その分の一般財源に充てるとか、今後いろいろ老朽化したり、施設の維持管理に多額の金が必要になるかなというふうに考えております。ですから、できるだけできるときに基金を積み立てたいというふうに考えて、今回、去年もですけれども、18、19年度ぐらいに公共施設整備基金に積み立てたということがございます。以上です。

○9番（末次利男君）

この10年間ぐらいの基金の推移を見ますと、かつて平成10年に56億円、平成17年には36億円と、20億円減ったわけですね。ここまた40億円台ぐらいに戻してもらったということで、今財政課長が言われるように、いろんな形で今後問題が、課題があるといいますが、山積をしておりますので、これはひとつしっかりと財政的に厳しい中でも、やっぱり財政出動なのか財政規律か、これはもう相反することですけれども、これをめり張りをつけて、やるべきことはやらなきゃいけないし、規律をするところは規律をするということで、出動と規律、これは相まってひとつ頑張っていたきたいと思います。

次、5点目の法定外公共物についてでありますけれども、これはもう非常に多く点在している。これは河川法、道路法以外の、いわゆる法定外ということでございますので、大体どのくらい、件数の積み上げというのは確認されておりますか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

町内では国から譲与を受けたときに、本数といいたまいますか、里道で約6,800件、水路で3,700件、計の約1万500件となっております。延長で里道が約540キロメートル、水路が約260キロメートル、合計の800キロメートルとなっております。

○9番（末次利男君）

今これはもう相当の数で、大変厳しいと思います。そういった中で、恐らくこの問題につ

いては、例えば、私の農地にも大蔵省とかいうところもあります。これは多分災害復旧で河川をして、そげんなったっちゃなかろうかという感じもされんでもなかですけれども、集落の地図にも何か所かそういうところもあってみたり、もちろん道路、里道、それからそういった青線、赤線の問題というのは結構点在をしていると思いますけれども、例えば、町長の答弁にもありましたけれども、必要ならば払い下げをするという対応を、それはその都度でしようけれども、やっぱり不法に占有してみたり、無断で転用されてみたり、いろんな現地に行けばあるんじゃないかという感じがしますので、そこらは柔軟に対応していただいて、確かに昔はあったといっても、用を供さない道路についてはやっぱりすぐに払い下げも可能なんですから、その一応混乱のもめ事にならんように、そしてまた、ちゃんとしたところは占用許可あたりはせんばいかんと思いますけれども、最近、無断の占用というのはありませんでしたか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

最近というか、私が把握しておりますのは、針牟田地区で1件、これは公有水面と里道と合わせてですけど、1件ございました。これはうちのほうで把握した後に手続をとってもらってはおります。

○9番（末次利男君）

この問題については、その都度解決するという方向もあるし、やっぱり建設課としても大変な、1件1件調べて対応せろということもなかなか難しかし、調査も今回されておりますので、その都度対応していただきたいなと思います。

時間がありませんので、次に移ります。

続きまして、2項目め、学校再編についてを質問いたします。

その1点目、現状を踏まえた展望と対策についてであります。本町でもそうでありますように、我が国が直面している時代潮流は人口減少社会と超高齢化社会が確実に近づいていることだと思います。そのことに伴い、社会保障費の増加による歳出の拡大は自治体にとって収支のバランスが崩れ、これからの財政を大きく圧迫することが予想されます。

今、全国的に少子化による小・中学校の統廃合や余裕教室の有効活用が問題になっていると思います。本町においての児童・生徒数の推移は、昭和40年代までは約3,000人が現在では1,000人、5年後には850人、8年後には約750人との推計がなされております。今の景気の状態がこのまま進めば、大変な時代になることは必至であります。

分権型地方自治はそれぞれの課題に対し実情と特性に応じた自主的、主体的に取り組むことであり、効率的行財政運営は論をまたないところであります。学校規模の適正化、適正配置は生徒数の動向で柔軟に対応しなければならないと思いますが、将来を見据えた考え方をお尋ねいたします。

2点目の太良高校存続期成会の方向性についてであります。

太良高校の開校は昭和52年4月であり、はや32年の歳月が流れ、高校教育の機会均等と教育、文化の振興発展という責任を担い、教育活動が展開されてまいりました。この間、3,000人を超す卒業生を輩出し、進路、クラブ活動など文武両道に実績と伝統を継承されてまいりました。

平成8年、マルチメディア活用方法研究開発事業、平成14年から連携型中高一貫教育校として新しい形の教育の充実を図りながら、今日に至っておりますが、なかなか実績が上がっていないのが実態であると思います。

少子化による生徒数の減少を大義名分に県教委は唐突に高校再編整備第2次実施計画素案を公表し、鹿島実業高校との再編統合が適当としての再編案を基本とした最終的な実施計画案の検討を進める旨の内容であります。本町にとって官民挙げての誘致活動をいたした経過もあり、到底受け入れがたく、岩島町長を先頭に、卒業生を初め各界各層による存続期成会が立ち上がり、坂口県議を窓口として県教委の安永委員長、川崎教育長、古川知事、石丸議長、藤木文教委員長への新たな特徴ある高校づくりを提案した存続陳情活動がなされたと思っております。

いよいよ来年度に向けた進路希望の時期になっておりますが、進捗状況はどのようになっておるか、お尋ねいたします。

○教育長（陣内碩泰君）

末次議員の2点目の学校再編についての1番目、現状を踏まえた展望と対策についてお答えをいたします。

議員御承知のとおり、明治6年から明治7年にかけて多良地区に3校の小学校が開校、大浦地区には明治7年に3校の小学校が開校し、その後、地理的条件や児童数の変動により統合、分離、移転及び廃校により現在に至っております。

中学校は昭和22年に現在の多良中学校と大浦中学校が新設をされ、木造校舎から鉄筋の校舎や体育館に建てかえられていますが、町内の児童・生徒数は、今おっしゃるように、40年前の3分の1に減少し、ただいまは約1,000名になっております。

この問題につきましては、数年前からたびたび一般質問もあっております。このような現状を踏まえまして、長期的展望に立って、そのあり方を役場内の検討委員会で協議、あるいはまた、教育委員会と総務常任委員会で協議を重ね、児童・生徒の減少に伴う適正規模の確保の問題、校舎の老朽化が進み、耐震補強などの大幅な校舎改修の問題、分校存続問題、学校給食センターの老朽化に伴う改修問題等、太良町教育の現状と課題をまとめ、長期的展望に立った太良町の新しい教育環境については、中学校区に小中一貫教育を取り入れていく方針を知識経験者や関係団体、代表者等で組織する太良町教育環境整備検討委員会にただいま諮問をいたしたところでございます。

次に、2番目の太良高校存続期成会の方向性についてお答えをいたします。

平成20年3月25日、佐賀県教育委員会が県立高等学校再編整備第2次実施計画素案を決定し、発表されましたので、早速4月9日に県立高校再編整備第2次実施計画素案を考える会を開催したところでございます。協議の結果、本会を太良高校存続期成会とし、魅力ある太良高校として存続するよう県に強力に働きかけることに決定をされました。

県教育委員会は4月12日、その説明会を太良高校において実施をされました。その後、6月4日には県の川崎教育長が来町されまして、町長と親しく意見交換会を行っておられます。6月16日には太良高校存続期成会の総会を開催いたしました。27日には趣意書を県教育委員会関係へ提出をし、あるいはまた、7月7日には同じ趣意書を知事や県議会関係者に提出をしたところでございます。それから、8月1日には魅力ある太良高校づくりについてという、かなり具体的な提言を県立高校再編整備室に御提案を申し上げたところでございます。その後、8月22日に再び県の川崎教育長が見えられまして、意見交換会が実施されたところでございます。

太良高校の存続につきましては、佐賀県教育委員会の前向きな姿勢も感じているところではありますけれども、太良高校存続期成会といたしましては、魅力ある太良高校づくりについてさらに強力に働きかけていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○9番（末次利男君）

まず1点目から再質問をいたしますけれども、学校再編について、この議論が俎上に上がったのは平成18年だったと思いますけれども、大浦中学校の新築を計画するに当たって、今後少子化問題が進展して、全国的にこういう問題が発生しているようだけれども、体育館の耐力度調査によって新築を余儀なくされたわけですが、学校の適正配置という観点からどうするのかと町長に問いかけたところ、大浦小学校をあそこに持ってくるということが出たわけですよ。そこからが一つの俎上に上がったんだという私は判断をして、それからいろんな形で適正規模、適正配置はどうするのかということで、これはもう委員会活動も通じてそういった活動をやってまいったわけでございますけれども、そこらについての庁内での検討会というお話もありましたけれども、そういった中での内容がどこら辺までの内容なのか、そこをちょっとお尋ねさせていただきます。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

おっしゃるように、体育館の建設にかかわってこの問題は浮上してきたかというふうに思いますけれども、キーワードといたしましては、将来的な展望に立った教育環境の整備でなければいけないと、そういうことであろうと思いますので、そこをどうしていくのかという

この見通しが立たない限りは教育環境の整備ということはなかなか進捗していかないだろうというようなことでございまして、ですけれども、一気に大きな組織の中でこれを検討していくということになれば、これは大変なことですね。ですから、私どもといたしましては、教育委員会内部としてたたき台のたたき台みたいなものを作成させていただいて、その素案の素案みたいなものを役場内の関係の課長さん方にお集まりいただいて検討していただいたということでございまして、これは役場の中だけでの検討にしているだけではなかなか公のものにはなり得ないだろうというようなことで、検討委員として部外の方々をお願いをして、太良町教育環境整備検討委員会という組織を立ち上げようということで、そのたたき台の原案みたいなものを立ち上げさせてもらって、先般、その第1回を開催させてもらったということでございます。ここで逐次検討されて、将来的な展望に立った太良町の教育環境整備についておいおい協議をしていただく。そして、最終的には答申を出していただくと、それにとつて教育委員会といたしましても、教育環境整備を進めていくと、そういう段取りになろうかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○9番（末次利男君）

実は手順としてはそうせざるを得ないという状況だろうと思えますけれども、やはり一つの基準として、例えば、次に質問をするわけですがけれども、分校問題だって、特徴的にはそれは特徴はあるし、必要は必要であるわけですがけれども、やっぱりその辺ですね。将来を見据えて、先ほど財政課長も言われたとおりに、耐震の工事も控えているし、その辺においては、かつて3,000人の校舎を1,000人を切った生徒で賄う、その必要性というのは、一般論として不必要な校舎が多いんじゃないか、もっと集約してコンパクトになれば、それだけの維持管理費で済むし、そういったものを含めて理想的な教育環境、それはもうもちろんそうですよね、理想的な教育環境ももちろん大事です。

それで、例えば、5年後には大浦中学校は1学年に1クラス、そういった時代が発生するわけですがけれども、そういった中で、本当に理想とするのは1学年1クラスが理想なのか、いやいや、それは最低でもクラスがえがえるような規模が必要だろうという、一般論としてはそう言われております。そういった中で、じゃどうするのか、総論的には再編やむなしということは受け入れはするにしても、各論になれば、それは相当やっぱり地域エゴあたりが出てきて、なかなか難しい問題だろうという思いがしております。そういった中で、私も委員会活動で多久市が7つの小学校と3つの中学校を併設型の小中一貫教育としてやるということですがけれども、時期を同じくしてきょうの新聞には、財政問題で2年間延長するという活字も出ておりましたけれども、いずれにしても、そういう再編にもお金がかかるし、いろんな財政的な問題が当然つきまってくるわけですので、そこらはもう少し集約した形で将来の児童・生徒の推移を見ながら、どうあるべきなのかというのを早急に取りまとめて、

じゃどこをどう、耐震工事にしても、どこをどうするのかという議論に移らなければならないと、それが一つの町政を預かる、我々議会だってその責任はあるわけですし、やっぱり一体となってそこらは解決していかなければならない、これは必ず改革には痛みが伴うわけですので、それは相当の覚悟が必要かなという感じがしますけれども、果敢に取り組む時期が来ているというふうに思いますので、ぜひともそこらも一日も早く積み上げをしていただきたいと思います。

それと、今回、議案第55号に学校設置条例の議案が出ておりますけれども、この提案理由の説明を聞いておまして、分校区民一同から多良小学校本校での教育を希望されましたので、中尾分校を廃止する改正案を提出するということでしたけれども、この問題につきましても、要するに子供を持つ親、特に入学前のお子さんを持つ親さん、本当に少数ですよ、その人たちの小さな声というのが区民に伝わり、教育委員会に伝わったと。そして、結果的にそういうふうになったということです。先ほど申し上げましたように、多久の再編計画というのは、やっぱり教育委員会、いわゆる行政主導で再編案が示されて、何回となく集落に出向いて、その説明会なりを粘り強くされたということで、今後、その分校を今回廃止するという形になりましたので、廃校に向けての、いずれにしても記念式典等も踏まえて、予算面、あるいは事業面あたりも検討しなければならない時期に来ているというふうに思いますので、ぜひとも本議会の終了後、もちろん議案が可決した暁には、速やかにそういった対応をしていただきたいと思います。

それと、ブザーが鳴りましたので、最後の質問になりますけれども、今回、魅力ある高校づくりということで、県教委に提言をされておりますけれども、感觸的には非常にいいという今教育長の答弁でありましたので、その具体的な内容といたしますか、どのようなことなのか。それと、20年11月には第2次計画案を取りまとめるということ、ことしの3月に新聞に載ったわけですが、そういった時期も切迫しておまして、本当にこの太良高校が存続するのか、県の再編案としての実行になるのか、ならないのか、そこら辺がまだなかなか言えない状況の時期ではあるかと思っておりますけれども、答えられる範囲で結構ですので、そこらがどういうものなのか。魅力ある高校づくりというのが具体的にどういうものなのか、そこらをちょっとお尋ねしたいと思います。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

私ども今回提案をさせていただくについては、一太良高校をどうするというような問題よりも、もっと高次の佐賀県の高校教育をどうするんだ、どう構築していくんだ、そういう観点からぜひ太良高校の役割というものを、果たせる役割があるとすればどういう役割が果たせるんだというような観点でひとつ考えてくださいよということで熱く語ったつもりでございます。ですから、多分佐賀県教育委員会の琴線に触れるような内容のものになったんじゃ

ないかと私個人的にはそういうふうには思っているところでもありますので、余り遠くない時期に内容については回答があるだろうと思えますけれども、大変私どもとしては期待をしています。一言で言えば、非常に柔軟なカリキュラムですよ。普通科高校という枠組みの中ではなかなかできないこと、本当に柔軟なカリキュラムにして、生徒諸君に魅力のあるような高校にぜひつくっていただきたいと。そのためにやはり柔軟なカリキュラムを思い切って大胆に踏み込んで作成をするような立場でないと、これは魅力的な太良高校づくりにはならないんじゃないですかということを御提言を申し上げた。かなり踏み込んだ具体的なところまで御提言を申し上げているところでもありますので、時間がないので、詳しいことは述べられませんけれども、そういうことを考えておりますので、そう遠くない時期に回答は来ると思います。

以上です。

○9番（末次利男君）

この提言書ですか、3つのアプローチの中身を見てみますと、本当に今言われるように、今県下の高校にはない一つの中身になっていると。いわゆる普通科高校でありながら、体験型重視のカリキュラム編成とか、IT教育とか、いろんなことが盛り込まれて、本当に不登校生徒も含めた、やっぱりそういう高校は佐賀県でもこれから必要だろうと思わせるような中身になっているような感じがいたしますので、ぜひともここは、時間もそうございませんので、町挙げてそういった新たな魅力ある高校づくりに向けてひとつ頑張っていたきたいということを要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（坂口久信君）

これで一般質問を終了いたします。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時39分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 末 次 利 男

署名議員 山 口 光 章

署名議員 下 平 力 人